

「小学校における法教育の実践状況に関する調査研究」

報告書

平成24年11月

法務省

「小学校における法教育の実践状況に関する調査研究」

報告書

目 次

はじめに・調査の概要	1
第1章 学校に関すること	2
第2章 法教育に関する学習指導の状況	4
1. 各教科の学習指導	4
2. 教科外の学習指導	18
第3章 法律家や関係各機関との連携の状況	34
第4章 法務省が推進する法教育に関すること	43
第5章 法教育推進に向けた取り組みへのご意見・ご要望	48

## はじめに

本調査は、法教育の更なる充実・発展に役立てるために、全国の小学校を対象として、平成 23 年度における法教育の実践状況等を把握することを目的として実施したものである。

本報告書は、無作為抽出による全国の小学校 10,000 校を対象に調査を実施し、その回答結果に基づき集計・分析をとりまとめた。

調査結果については、千葉大学教育学部非常勤講師の三浦朋子先生に分析をしていただいた。また、その分析結果のとりまとめにあたっては、筑波大学人間総合科学研究科教授の江口勇治先生、筑波大学附属中学校副校長の館 潤二先生、東京学芸大学附属高校の加納隆徳先生から大変貴重な御意見を賜った。

関係各位ならびに調査にご協力をいただいた全国の小学校の関係者にあらためて深謝申し上げる次第である。

### 【調査の概要】

#### ・調査の目的

本調査は、法教育の更なる充実・発展に役立てるために、全国の小学校を対象として、平成 23 年度における法教育の実践状況等を把握することを目的として実施した。

#### ・調査内容

調査は、「学校に関すること」「法教育に関する学習指導の状況」「法律家や関係各機関との連携の状況」「法務省が推進する法教育に関すること」「法教育推進に向けた取り組みへのご意見・ご要望」の 5 項目について実施した。

#### ・調査の対象

本調査は、無作為抽出による全国（国立、公立、私立）の小学校 10,000 校を対象として実施した。

#### ・調査時期

2012 年 8 月 6 日から 2012 年 9 月 14 日まで

#### ・回答状況

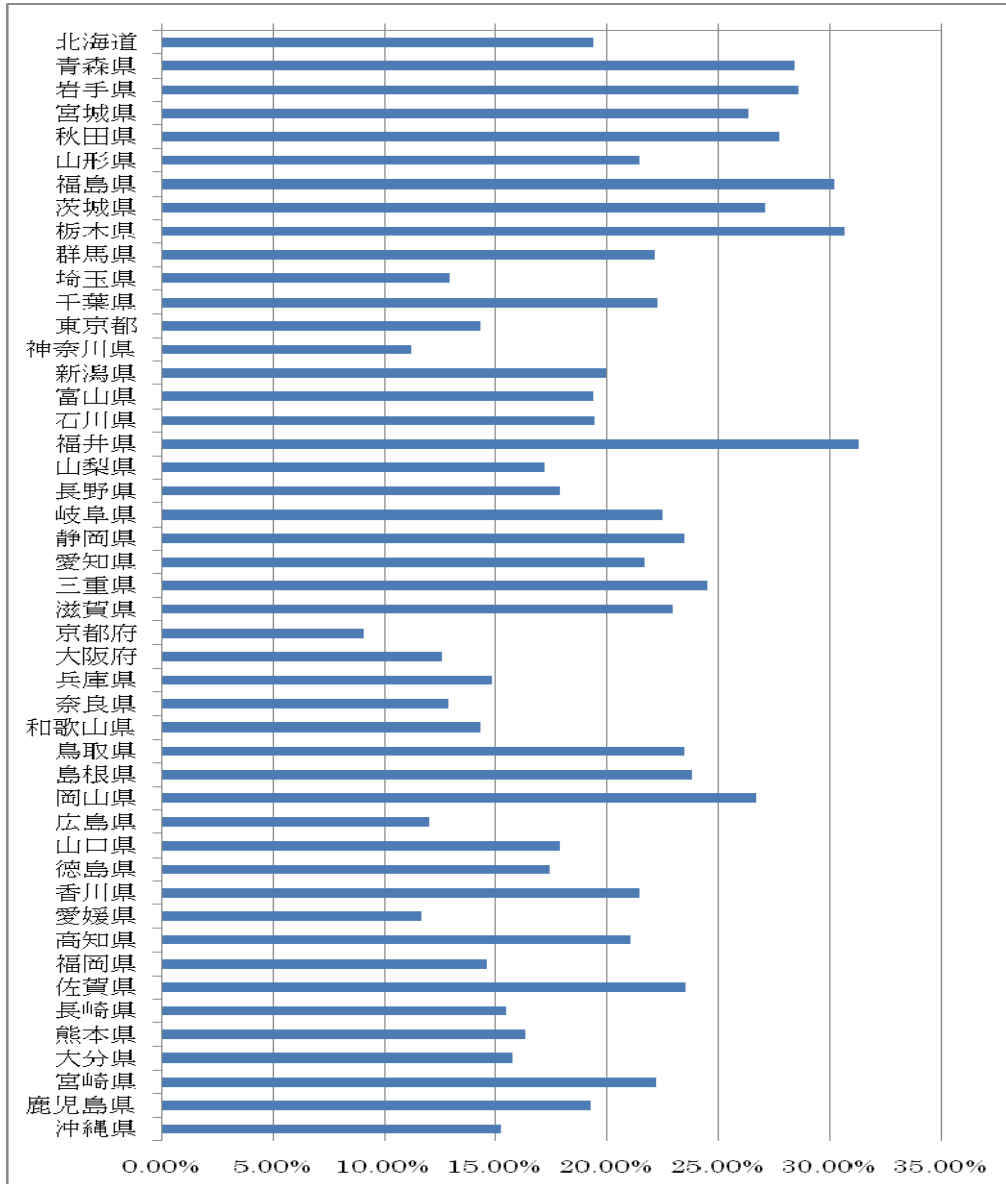
調査票回答数 1,911 校／ 送付数 10,000 校／ 回収率 19.11%

## 第1章 学校に関すること

### (1) 都道府県別回答数

都道府県	発送先数	返送数	返送率(%)
北海道	552	107	19.38%
青森県	155	44	28.39%
岩手県	175	50	28.57%
宮城県	205	54	26.34%
秋田県	112	31	27.68%
山形県	140	30	21.43%
福島県	232	70	30.17%
茨城県	262	71	27.10%
栃木県	186	57	30.65%
群馬県	158	35	22.15%
埼玉県	387	50	12.92%
千葉県	400	89	22.25%
東京都	645	92	14.26%
神奈川県	421	47	11.16%
新潟県	251	50	19.92%
富山県	93	18	19.35%
石川県	108	21	19.44%
福井県	96	30	31.25%
山梨県	93	16	17.20%
長野県	179	32	17.88%
岐阜県	178	40	22.47%
静岡県	247	58	23.48%
愛知県	466	101	21.67%
三重県	188	46	24.47%
滋賀県	109	25	22.94%
京都府	199	18	9.05%
大阪府	487	61	12.53%
兵庫県	378	56	14.81%
奈良県	101	13	12.87%
和歌山県	126	18	14.29%
鳥取県	64	15	23.44%
島根県	109	26	23.85%
岡山県	195	52	26.67%
広島県	250	30	12.00%
山口県	151	27	17.88%
徳島県	92	16	17.39%
香川県	84	18	21.43%
愛媛県	154	18	11.69%
高知県	100	21	21.00%
福岡県	363	53	14.60%
佐賀県	85	20	23.53%
長崎県	181	28	15.47%
熊本県	190	31	16.32%
大分県	140	22	15.71%
宮崎県	117	26	22.22%
鹿児島県	265	51	19.25%
沖縄県	131	20	15.27%
未記入		7	
合計 (校)	10000	1911	19.11%

<都道府県別返送率>



(2) 設置主体別返送数

設置主体	返送数
市立	1472
区立	57
町立	299
村立	43
国立	13
私立	20
未記入	7
合計	1911

## 第2章 法教育に関する学習指導の状況

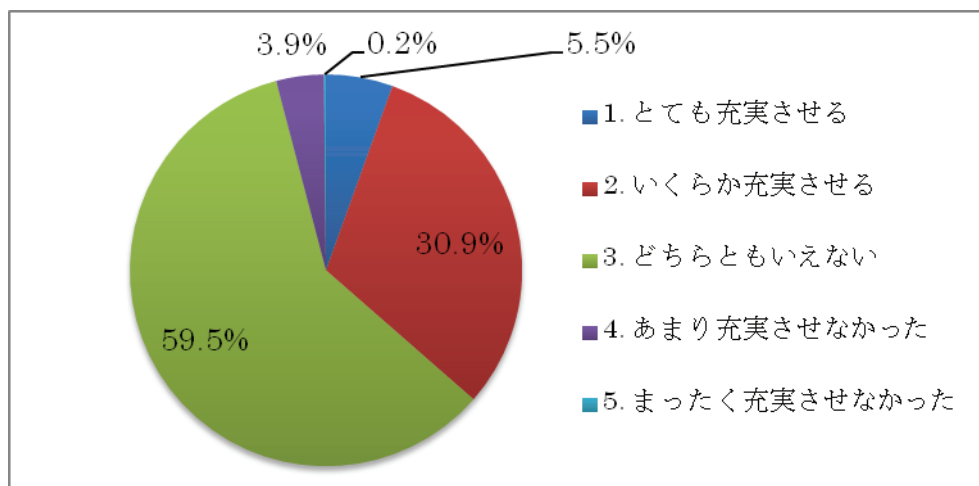
### 1. 各教科の学習指導

#### ア、社会科〔第3学年から第6学年〕

- ・地域の社会生活を営む上で大切な法やきまり〔第3・4学年〕
- ・我が国の民主政治と日本国憲法の基本的な考え方〔第6学年〕
- ・国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、国民の司法参加〔第6学年〕

(3) 社会科の年間指導計画において、上に示した内容をどの程度充実させるように検討しましたか。上記の学年の平均として、あてはまるものに○をつけてください。

回答内容（選択肢）	実数	割合(%)
1. とても充実させる	105	5.5
2. いくらか充実させる	587	30.9
3. どちらともいえない	1130	59.5
4. あまり充実させなかった	75	3.9
5. まったく充実させなかった	3	0.2
有効回答	1900	100.0
未記入	11	-
総数	1911	-



社会科では「とても充実させた」と「いくらか充実させた」を合わせて36.4%が充実させるように検討している。「どちらともいえない」は59.5%である。学習指導要領（以下、指導要領）通りに実施されているとすれば、基本的には指導要領に示された内容が行われていると考えられる。一方、「あまり充実させなかった」、「まったく充実させなかった」は合わせて4.1%の回答がある。これらは別の単元と合わせるなどして対応していると思われる。

(4) (3)で「1. とても充実させる」と「2. いくらか充実させる」と回答した方のみ、お答えください。

どのような点を充実させるよう検討し、実際に授業を行いましたか。

設問(4)は【学習内容や方法に関すること】と【研究や指導に関すること】の二つの観点から整理した。(3)で1および2を回答した692件のうち、特徴的な回答は以下の通りである。

**【学習内容や方法に関すること】**

- 日本国憲法の基本的な考え方、基本原則、三権分立、憲法や法律の大切さ、歴史
- 法やきまりの存在意義
- 国民の司法参加、裁判員制度、模擬裁判
- 人権教育、道徳教育との関連づけ、社会科以外での取り組み
- 租税教室（税務署出前授業）
- 国会や市議会見学、「子ども議会」への参加
- ゴミ処理場や清掃工場、下水処理場等の見学、リサイクル法
- 登下校のきまり、交通ルールを守る、交通安全教室
- 学校のきまり、地域や社会のきまりを取り上げる
- ルールづくり（ゴミの出し方など）
- 社会科見学、校外学習
- 外部講師
- 資料の充実（新聞記事、インターネット、TVニュースなど）、視聴覚教材
- ICT(Information and Communication Technology)教材、デジタル教科書
- 調べ学習や体験学習、ディベート、話し合い活動等の充実
- 子どもの身近な生活と結び付ける

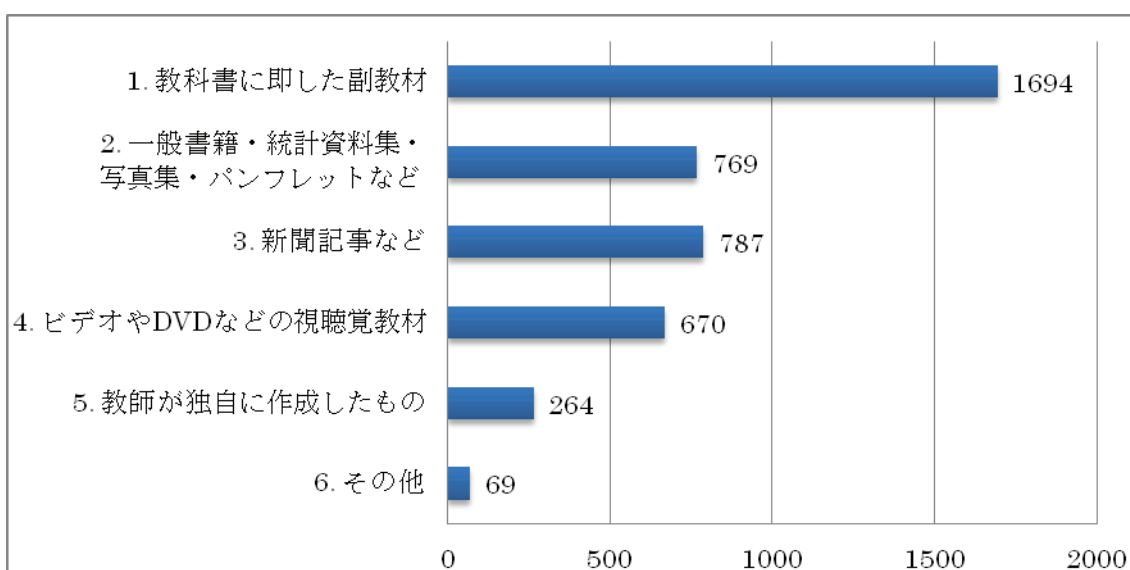
**【研究や指導に関すること】**

- 学習指導要領に則った授業、改訂の趣旨やポイントをおさえる
- 研究会の実施
- 教材開発、共同研究

社会科では【学習内容や方法に関すること】の回答が多く、とくに日本国憲法に関する内容は多い。ただしこれ以外にも多様な回答が挙げられており、やや答えが分散した傾向がある。また【研究や指導に関すること】では指導要領に準じた内容を扱うという回答が多く見受けられた。

(5) 教科書以外に、利用した教材すべてに○をつけてください。(複数回答)

回答内容 (選択肢)	実数	割合(%)
1. 教科書に即した副教材 (資料集、ワーク、プリントなど)	1694	92.3
2. 一般書籍・統計資料集・写真集・パンフレットなど	769	41.9
3. 新聞記事など	787	42.9
4. ビデオやDVDなどの視聴覚教材	670	36.5
5. 教師が独自に作成したもの	264	14.4
6. その他	69	3.8
有効回答	1835	-



社会科では、回答の多い順に「教科書に即した副教材」が1694件(92.3%)、「新聞記事など」は787件(42.9%)、「一般書籍・統計資料集・写真集・パンフレットなど」は769件(41.9%)で、比重のおき方は同程度である。次に「ビデオやDVDなどの視聴覚教材」は670件(36.5%)、「教師が独自に作成したもの」は264件(14.4%)であった。

「その他」の69件(3.8%)のうち回答が多かったのは、「インターネット、国会等の社会見学、ゲストティーチャー」などであった。

社会科は「教科書に即した副教材」が圧倒的に多いが、教科の性質上、新聞記事や統計資料が重視されている。また「教師が独自に作成したもの」の利用が予想以上に多くなっていると思われる。

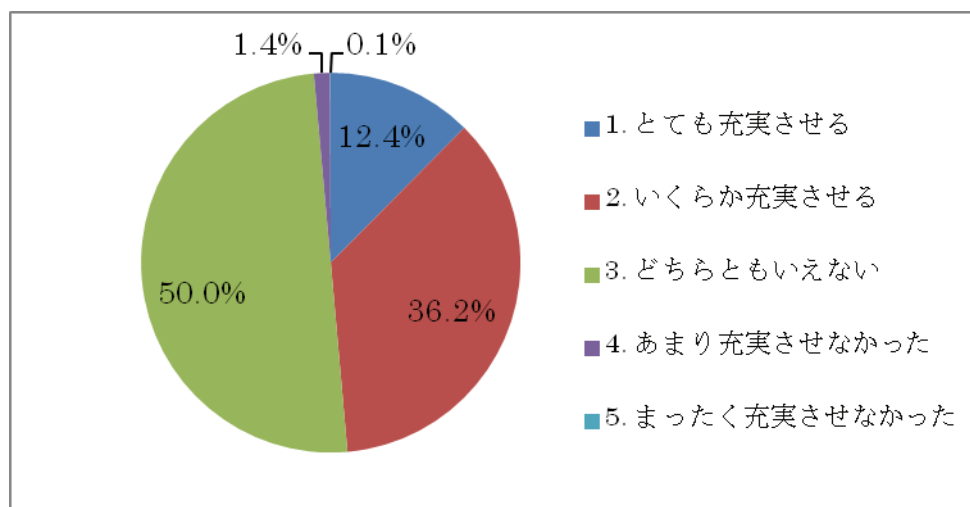


## イ、生活科〔第1学年及び第2学年〕

- ・学校にはみんなが気持ちよく生活するためのきまりやマナーがあることに気付く。
- ・公共物や公共施設を利用するためのルールやマナーがあることに気付く。
- ・友達と遊ぶ活動を通して約束やルールをつくり変えていく。

(6) 生活科の年間指導計画において、上に示した内容をどの程度充実させるように検討しましたか。上記の学年の平均として、あてはまるものに○をつけてください。

回答内容（選択肢）	実数	割合（％）
1. とても充実させる	235	12.4
2. いくらか充実させる	684	36.2
3. どちらともいえない	945	50.0
4. あまり充実させなかった	26	1.4
5. まったく充実させなかった	1	0.1
有効回答	1891	100.0
未記入	20	-
総数	1911	-



生活科では「とても充実させた」と「いくらか充実させた」を合わせて 48.6%の回答があり、「どちらともいえない」は 50.0%である。「あまり充実させなかった」と「まったく充実させなかった」は合わせて 1.5%と少数であった。

生活科では他教科に比べて、指導要領に示されたルールやきまり、マナーに関する学習内容を充実させるように検討している。

(7) (6)で「1. とても充実させる」と「2. いくらか充実させる」と回答した方のみ、お答えください。

どのような点を充実させるよう検討し、実際に授業を行いましたか。

設問(7)は【学習内容や方法に関すること】と【研究や指導に関すること】の二つの観点から整理した。(6)で1および2を回答した919件のうち、特徴的な回答は以下の通りである。

**【学習内容や方法に関すること】**

- 学校探検、まち探検
- 公共施設（公園、駅、トイレ等）、公共機関（電車、バス）の見学や利用のしかた
- きまりやマナー、ルールに関すること
  - ・学級や学校のきまり（校舎の使い方、遊具の利用、集会でのきまりなど）
  - ・公園や駅、電車など公共物や公共施設の利用に関するルールやマナー
  - ・集団生活のためのルールやマナー
  - ・人や社会とのかかわり方、人間関係を円滑にするためのマナー
  - ・きまりなどを守ることの大切さ、必要性
- 体験活動の充実、実生活や実体験を生かした指導
- 保育所、幼稚園、小学校との連携
- 実施形態（異学年との交流、1・2年生合同授業）
- 地域の特性や人材を活用
- 校外学習等での事前・事後指導の実施

**【研究や指導に関すること】**

- 教育課程の見直し・改善、年間指導計画の位置づけを明確化
- 学年研究会、研究授業での検討
- 他学年との連携

全体的にみると社会科と比べあまり回答内容は分散しておらず、ほぼ似たような回答が多い。【学習内容や方法に関すること】が大多数であるが、なかでも「学校探検やまち探検」、「公共施設の見学など」、「様々なきまりやマナー」が上位を占めた。【研究や指導に関すること】については少数であった。

- (8) 生活科では、どのようなルールやきまり、マナーなどを取り上げましたか。  
また、具体的な実践例などがありましたらお答えください。

設問(8)は、指導要領を参考にして【学校生活に関すること】、【地域とのかかわりに関すること】、【人や自然とのかかわりに関すること】の三つの観点から整理した。回答のあった 1450 件のうち、代表的な回答は、以下の通りである。

**【学校生活に関すること】**

- あいさつ
- 話の聞き方や話し方
- 廊下の歩き方
- トイレの使い方
- チャイム行動
- 遊具の利用方法
- そうじや給食のときの約束
- 学校独自に決めたきまりやルール（例、△△小学校のきまり）

**【地域とのかかわりに関すること】**

- 交通ルール
- 公共施設や乗り物のマナーと利用方法
- 公共物を大切にす
- インタビューの仕方
- 学校周辺のゴミ拾い

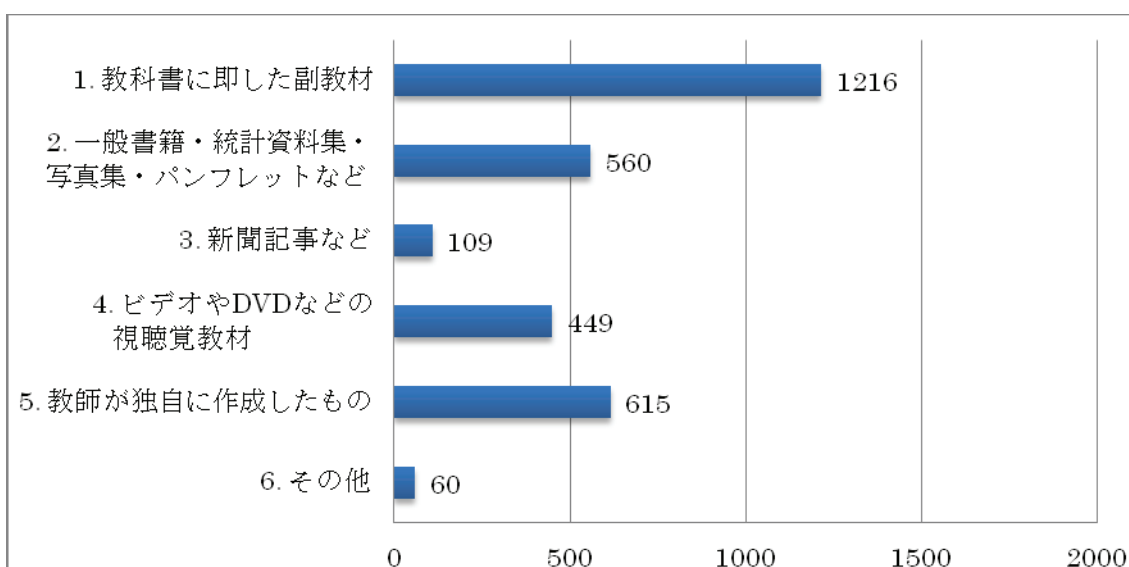
**【人や自然とのかかわりに関すること】**

- 順番や時間、約束
- 友だちと協力する
- 人の迷惑になることをしない
- お年寄りや小さな子に親切にする
- 動植物を大切にす

回答結果は、各学校とも大きな違いは見られない。とくに【学校生活に関すること】と【地域とのかかわりに関すること】についての回答が多かった。充実させた点を答える前の設問(7)でも、ルールやきまりに関する回答が多かったが、本問は充実の度合いに関係なく、すべての学校が対象の質問項目である。当然、回答数は先ほどよりも多く、また実践例の紹介や学校独自の取り組みなど、だいぶ細かく例を挙げている回答もたくさん見受けられた。

(9) 教科書以外に、利用した教材すべてに○をつけてください。(複数回答)

回答内容 (選択肢)	実数	割合(%)
1. 教科書に即した副教材 (資料集、ワーク、プリントなど)	1216	73.5
2. 一般書籍・統計資料集・写真集・パンフレットなど	560	33.9
3. 新聞記事など	109	6.6
4. ビデオやDVDなどの視聴覚教材	449	27.1
5. 教師が独自に作成したもの	615	37.2
6. その他	60	3.6
有効回答	1654	-



生活科では「教科書に即した副教材」が 1216 件(73.5%)と最も多く、「教師が独自に作成したもの」がその半分の 615 件(37.2%)、「一般書籍・統計資料集・写真集・パンフレットなど」が 560 件(33.9%)となっている。また「ビデオや DVD などの視聴覚教材」は 449 件(27.1%)とあり、社会科と比べてやや少ないものの活用されている。「新聞記事など」は最も少ない 109 件(6.6%)であった。「その他」の 60 件(3.6%)では「インターネット、校外学習、体験学習、社会見学、道徳の副読本、地域の人材等のゲストティーチャー」などの回答があった。

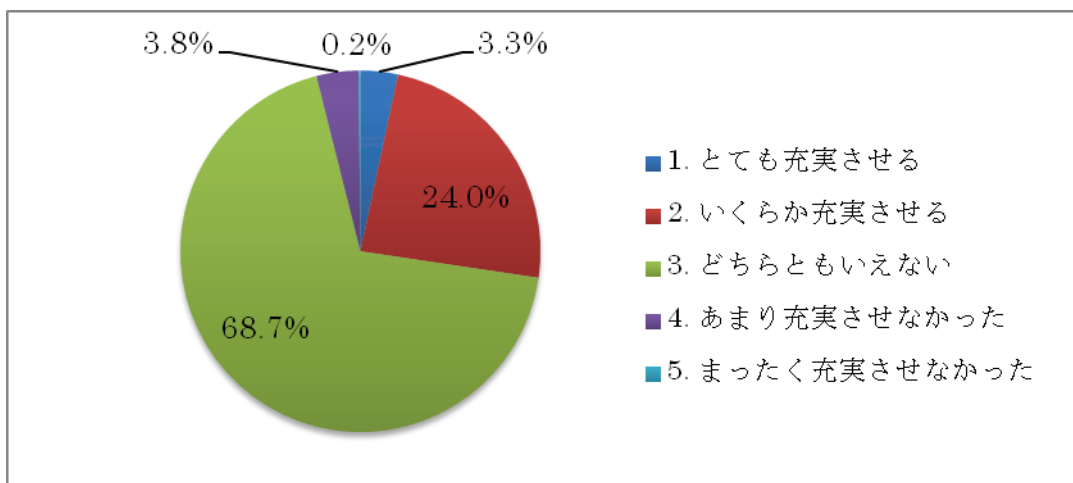
生活科は活動や体験が重視されており、他の教科と比べて児童の関心や経験を考慮した教師独自の教材を利用する機会が多いといえる。

### ウ、家庭科〔第5学年及び第6学年〕

・身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できるようにする。〔第5・6学年〕

(10) 家庭科の年間指導計画において、上に示した内容をどの程度充実させるように検討しましたか。上記の学年の平均として、あてはまるものに○をつけてください。

回答内容（選択肢）	実数	割合(%)
1. とても充実させる	63	3.3
2. いくらか充実させる	453	24.0
3. どちらともいえない	1297	68.7
4. あまり充実させなかった	71	3.8
5. まったく充実させなかった	3	0.2
有効回答	1887	100.0
未記入	24	-
総数	1911	-



家庭科では「とても充実させた」と「いくらか充実させた」を合わせると 27.3%となっており、他教科と比べて割合は低い。「どちらともいえない」が 68.7%と 7 割近い。「あまり充実させなかった」、「まったく充実させなかった」は合わせて 4.0%であった。

家庭科は、指導要領に示された内容についていえば、従来から行ってきた学習を現状維持する方向性が強いといえる。

(11) (10)で「1. とても充実させる」と「2. いくらか充実させる」と回答した方のみ、お答えください。

どのような点を充実させるよう検討し、実際に授業を行いましたか。

設問(11)は【学習内容や方法に関すること】と【研究や指導に関すること】の二つの観点から整理した。(10)で1 および2 を回答した 516 件のうち、特徴的な回答は以下の通りである。

**【学習内容や方法に関すること】**

- お金の使い方（金銭教育）
- 買い物のしかた
  - ・買い物シミュレーション
  - ・調理実習や修学旅行での買い物指導
  - ・買い物調査と計画
- 賢い消費者になるための学習（消費者教育）
  - ・品質表示や価格、必要性などの観点から検討させる
  - ・チラシやカタログの比較
  - ・支払方法の違い（クレジットカード、プリペイドカード、金券など）
- 環境への配慮（エコの視点）、環境問題
- 外部講師（金融広報アドバイザー、消費生活センターなど）
- 体験活動や実生活と結びつく学習の重視
- 教科書以外の教材を利用
  - ・ワークシート
  - ・DVD 等の視聴覚教材
  - ・広告や小遣い帳

**【研究や指導に関すること】**

- 研究授業の実施
- 学校独自のカリキュラム作成、実施

家庭科は、(10)で充実させるように検討した割合が少なかったため、回答数自体も他教科と比べると少ない。回答は【学習内容や方法に関すること】が中心であった。指導要領に示された「身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できるようにする。」に関するものが多い。とりわけお金の使い方や大切さを学ぶ金銭教育、賢い消費者を育成する消費者教育、調理実習等の機会を生かした買い物指導についての内容が目立っている。

(12) 身近な消費生活と関連させて、どのような法やルール、きまりを取り上げたことがありますか。

例) 安全や環境に配慮した表示やマーク(JIS マーク、エコマーク、品質表示)など

設問(12)は、回答の多かった順に【安全や環境に配慮した表示やマーク】、【消費者教育に関すること】、【環境問題に関すること】の三つの観点から整理した。回答のあった 1484 件のうち、代表的な回答は、以下の通りである。

**【安全や環境に配慮した表示やマーク】**

- JIS マーク
- JAS マーク
- エコマーク
- 品質表示
- グリーンマーク
- 洗濯表示
- 成分表示
- 賞味期限や消費期限
- 原材料、産地表示など

**【消費者教育に関すること】**

- クーリングオフ制度や悪徳商法
- ネットショッピングのしくみ
- 製造物責任法 (PL 法)、消費者保護法
- 多様な支払方法  
(クレジットカード、プリペイドカード、金券、電子マネーなど)

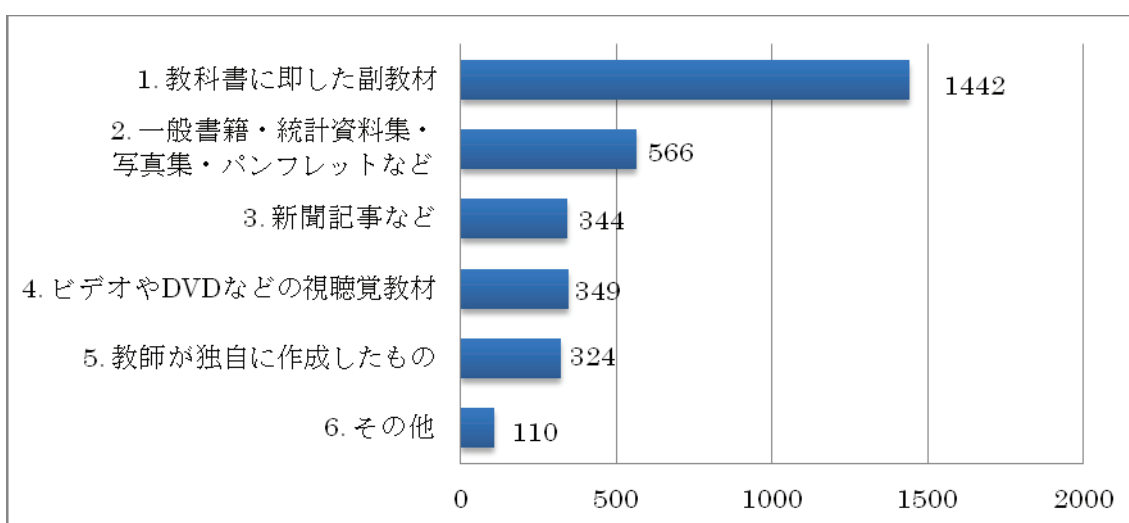
**【環境問題に関すること】**

- 3R 運動 (リサイクル・リユース・リデュース)
- ごみの分別、減量

回答結果は、設問の例に【安全や環境に配慮した表示やマーク】を挙げたため、同じ内容が 9 割近くとなった。【消費者教育に関すること】は前者には及ばないものの、やや多くみられた。【環境問題に関すること】は、これだけを回答したものがあり項目を独立させたが、エコマークとの関連で扱われることが多いと思われる。上記以外では、「教科書に準拠した内容」という回答もある程度まとまった数があった。

(13) 教科書以外に、利用した教材すべてに○をつけてください。(複数回答)

回答内容 (選択肢)	実数	割合(%)
1. 教科書に即した副教材(資料集、ワーク、プリントなど)	1442	84.9
2. 一般書籍・統計資料集・写真集・パンフレットなど	566	33.3
3. 新聞記事など	344	20.2
4. ビデオやDVDなどの視聴覚教材	349	20.5
5. 教師が独自に作成したもの	324	19.1
6. その他	110	6.5
有効回答	1699	-



家庭科では「教科書に即した副教材」が 1442 件(84.9%)と最も多く、「一般書籍・統計資料集・写真集・パンフレットなど」は 566 件(33.3%)である。つづいて「ビデオやDVDなどの視聴覚教材」が 349 件(20.5%)、「新聞記事など」が 344 件(20.2%)、「教師が独自に作成したもの」が 324 件(19.1%)の順に、ほぼ横並びとなっている。「その他」の 110 件(6.5%)では「マークがついた品物、広告やレシートなどの実物、児童が集めた資料、インターネット、市の広報誌、地域の人材など」であった。

家庭科は商品の適切な選択などの学習で、児童にマークやチラシのような実物を見せることが多く、「その他」の割合が総合的な学習の時間の 138 件について高い。また「教科書に即した副教材」の割合も他の教科に比べて高くなっている。

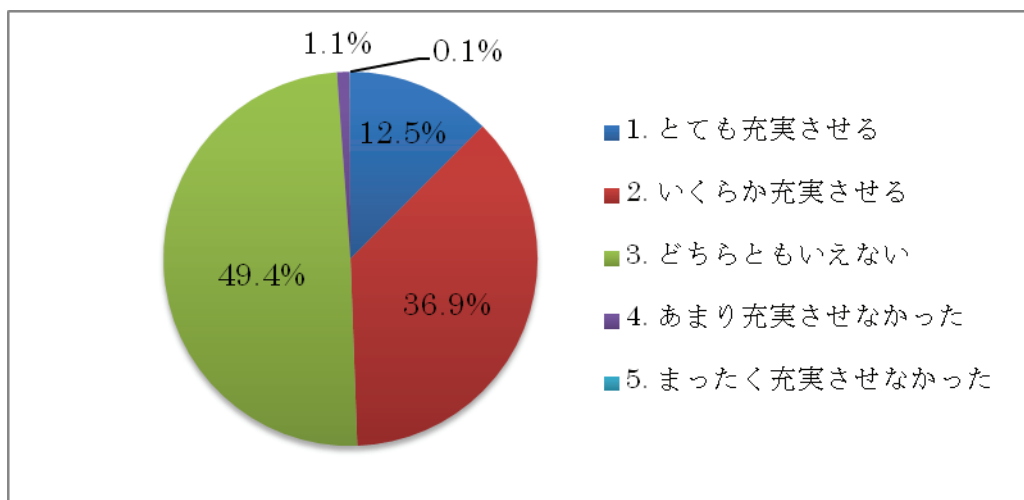


## エ、体育科〔第1学年から第6学年〕

- ・きまりを守り仲よく運動をする。簡単な規則を工夫してゲームをする。〔第1・2学年〕
- ・きまりを守り仲よく運動をする。規則を工夫してゲームをする。〔第3・4学年〕
- ・約束を守り助け合って運動をする。ルールを工夫してボール運動をする。〔第5・6学年〕

(14) 体育科の年間指導計画において、上に示した内容をどの程度充実させるように検討しましたか。上記の学年の平均として、あてはまるものに○をつけてください。

回答内容（選択肢）	実数	割合(%)
1. とても充実させる	237	12.5
2. いくらか充実させる	702	36.9
3. どちらともいえない	939	49.4
4. あまり充実させなかった	21	1.1
5. まったく充実させなかった	1	0.1
有効回答	1900	100.0
未記入	11	-
総数	1911	-



体育科では、「とても充実させた」と「いくらか充実させた」を合わせて49.4%である。約半数が充実させるように検討しており、とても高い割合を示している。また「どちらともいえない」も49.4%で、充実させた割合と同数であった。「あまり充実させなかった」、「まったく充実させなかった」は合わせて1.2%となっている。

体育科は、運動やゲームを行う中で必ずきまりやルールを取り上げる必要があり、さらなる学習の充実を図る傾向が高いといえる。

(15) 「(14)で「1. とても充実させる」と「2. いくらか充実させる」と回答した方のみ、お答えください。」

どのような点を充実させるよう検討し、実際に授業を行いましたか。

設問(15)は【学習内容や方法に関すること】と【研究や指導に関すること】の二つの観点から整理した。(14)で1 および2 を回答した 939 件のうち、特徴的な回答は以下の通りである。

**【学習内容や方法に関すること】**

- 規則やきまり、ルールを守り、仲よく運動をする
  - ・ゲームでのルールを徹底する
  - ・ルールなどの必要性に気づかせる
  - ・平等・公平・妥当性の観点から検討する
- ルールづくり
  - ・(児童の活動) ゲームのルールを変更する、新しいルールをつくる
  - ・(教師の活動) 子どもの実態〔発達段階や能力差〕に合うルールや方法の変更
- 安全面への配慮
- 学習カードの作成、めあての明確化
- グループ活動の充実
  - ・子ども同士の学び合い、児童主体で進める
  - ・仲間との協力、思いやり、励まし合い
- 集団行動の訓練、異学年での活動（体力差を考慮）
- 事前・事後指導や振り返り活動
- 教具の準備、ビデオの活用

**【研究や指導に関すること】**

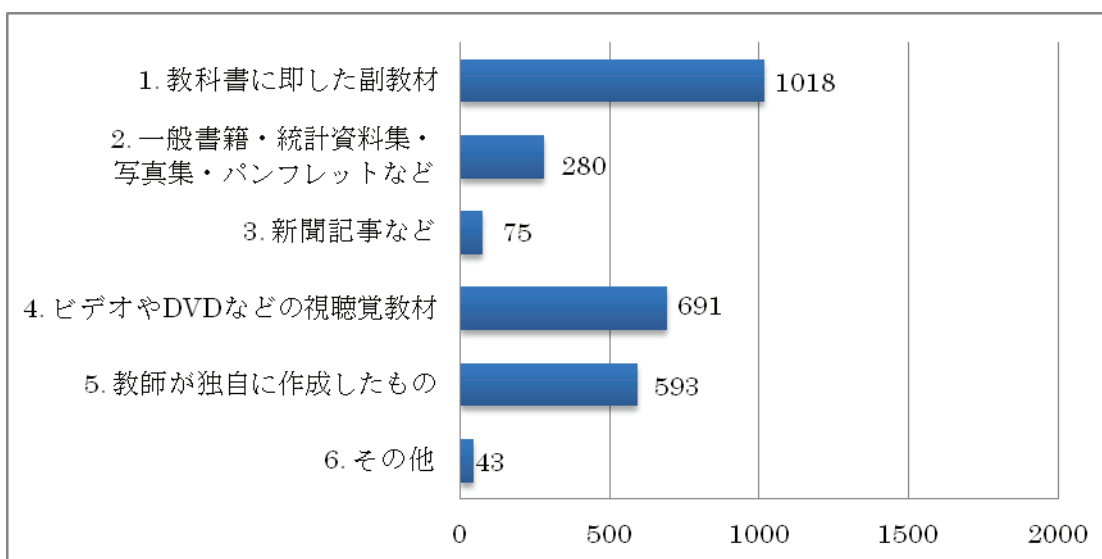
- 教育課程、年間指導計画の見直し
- 校内研修
  - ・講師による講話
  - ・学習指導要領に基づく評価規準の策定
- 学級活動や生徒指導との関連を図る

体育科では【学習内容や方法に関すること】の回答が圧倒的に多い。とくに「規則やきまり、ルールを守り、仲よく運動をする」や「ルールづくり」に関する、指導要領に準じた内容がとても多い。また上記以外では、スポーツマンシップや助け合い、勝敗にこだわりすぎないといった意見が見られた。活動を通して精神面の成長を大切にしている意見もいくつかあった。

体育ではゲームやボール運動などで、まずルールを理解することが円滑なゲーム進行の基本にある。回答をみると、教員が授業の中でルールをどのように取り上げるかが授業構成のポイントになっていると思われる。

(16) 教科書以外に、利用した教材すべてに○をつけてください。(複数回答)

回答内容 (選択肢)	実数	割合(%)
1. 教科書に即した副教材 (資料集、ワーク、プリントなど)	1018	65.3
2. 一般書籍・統計資料集・写真集・パンフレットなど	280	18.0
3. 新聞記事など	75	4.8
4. ビデオやDVDなどの視聴覚教材	691	44.3
5. 教師が独自に作成したもの	593	38.0
6. その他	43	2.8
有効回答	1559	-



体育科では「教科書に即した副教材」が 1018 件(65.3%)と最も多い。次に「ビデオやDVDなどの視聴覚教材」が 691 件(44.3%)、「教師が独自に作成したもの」が 593 件(38.0%)、「一般書籍・統計資料集・写真集・パンフレットなど」が 280 件(18.0%)と続いている。「新聞記事など」の利用は 75 件(4.8%)である。「その他」の 43 件(2.8%)では、「インターネット、文部科学省や県が作成した指導資料、体育の副読本、個人学習カード、外部講師」などが挙げられていた。

体育は児童にゲームの具体的なイメージを持たせるために、視聴覚教材を利用する割合が高い。また(15)で児童の実態に応じて指導方法を工夫する声が多く聞かれた。そうした点からも教師が独自に作成した教材の利用率がやや高いと思われる。

## 2. 教科外の学習指導

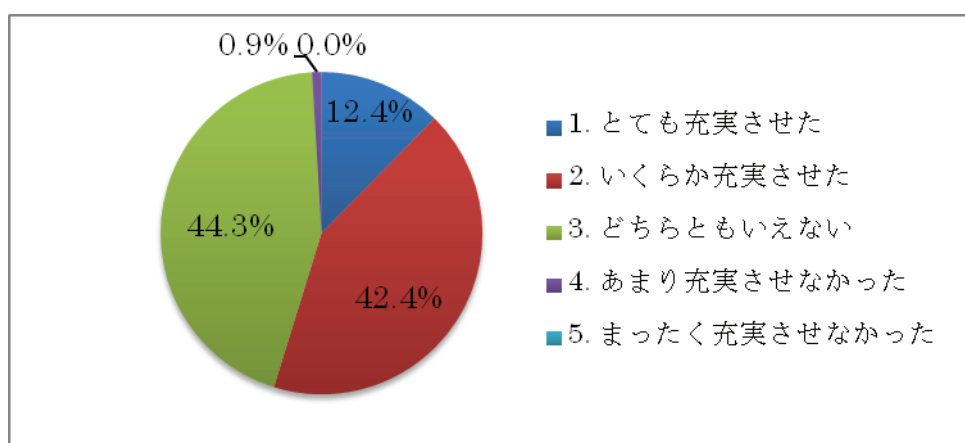
### ア、道徳の時間

主として集団や社会とのかかわりに関すること

- ・ 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にする。〔第1・2学年〕
- ・ 約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ。〔第3・4学年〕
- ・ 公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす。〔第5・6学年〕
- ・ だれに対しても差別をすることや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努める。〔第5・6学年〕

(17) 上に示した内容をどの程度充実させましたか。上記の学年の平均として、あてはまるものに○をつけてください。

回答内容（選択肢）	実数	割合（%）
1. とても充実させた	235	12.4
2. いくらか充実させた	805	42.4
3. どちらともいえない	840	44.3
4. あまり充実させなかった	18	0.9
5. まったく充実させなかった	0	0
有効回答	1898	100.0
未記入	13	-
総数	1911	-



道徳の時間では、「とても充実させた」と「いくらか充実させた」を合わせて54.8%である。半数以上が充実させるように検討しており、他の教科等と比べて最も高い割合を示している。「どちらともいえない」は44.3%であった。「あまり充実させなかった」は0.9%、「まったく充実させなかった」は回答がない。

道徳では、指導要領に示された約束やきまりに関する学習が、非常に高い関心を持って取り組まれていると考えられる。

(18) (17)で「1. とても充実させた」と「2. いくらか充実させた」と回答した方のみ、お答えください。

どのような点を充実させるよう検討し、実際に授業を行いましたか。

設問(18)は【学習内容や方法に関すること】と【研究や指導に関すること】の二つの観点から整理した。(17)で1および2を回答した1040件のうち、特徴的な回答は以下の通りである。

**【学習内容や方法に関すること】**

- 人権（同和）教育
- 公德心、法やきまりを守ることの大切さ、規範意識の向上
- いじめ、差別、公正、公平
- 情報モラル教育
- 心のノート、モラルジレンマの教材
- 学校や日常生活と結びつけて取り上げる、身近な事例
- 自作資料の充実、児童の実態に合った資料、読みもの資料
- 発達段階に応じた実践
- 体験活動の重視、コミュニケーションの充実
- 副教材、副読本、絵本、視聴覚教材
- 市や学校独自の教材、活動プログラム
- 外部講師、出前授業（助産師や獣医など）

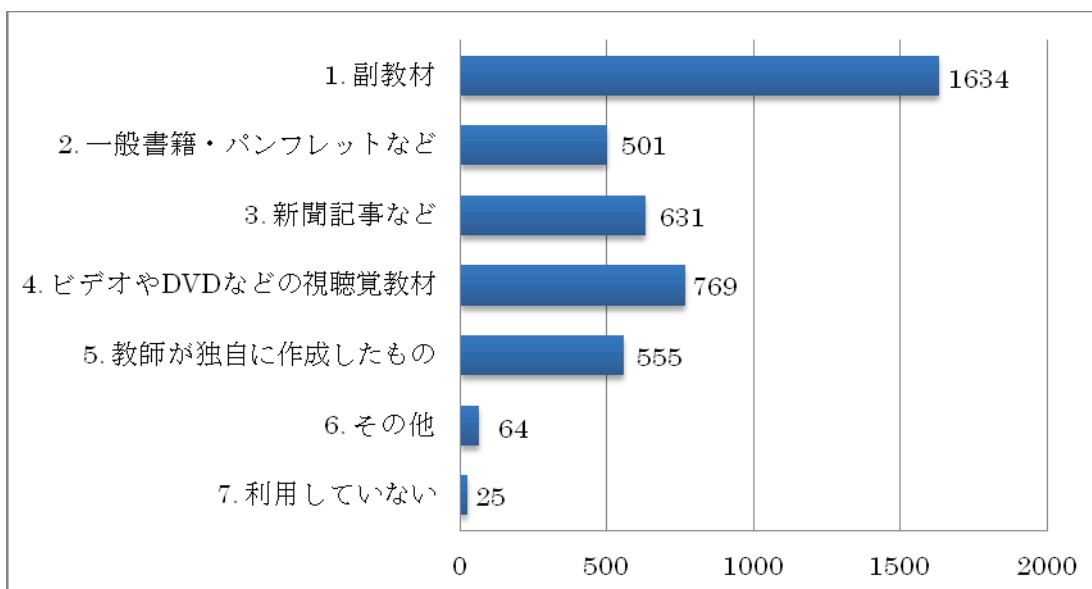
**【研究や指導に関すること】**

- 各学年の重点指導項目への位置づけ
- 時間数の確保、全体計画の見直し
- 校内研修、授業研究会（道徳授業地区公開講座での指導案の検討）
- 地域や保護者への公開授業
- 生活指導や生徒指導、学校行事との連携
- 他教科との連携（例、1・2年の生活科、3・4年の社会科など）
- 学校、家庭、地域、中学校との連携

全体的には【学習内容や方法に関すること】の回答が大多数であった。「人権教育」や「規範意識の向上」、「いじめ、差別」といった学習内容が多い。他の教科に比べて学習方法に関する回答も多く、「自作資料の充実、児童の実態に合った資料」を工夫するなどが挙げられていた。回答結果で特徴的だった点は、【研究や指導に関すること】の回答が多いことである。「各学年の重点指導項目へ位置づけること」や「時間数の確保」、「校内研修等の実施」といった内容が多くみられた。学習方法や研究・指導に力を入れていることは、設問(17)で充実させるよう検討した割合が高かったことと関係しているように思われる。

(19) どのような教材を利用しましたか。利用した教材すべてに○をつけてください。  
(複数回答)

回答内容 (選択肢)	実数	割合(%)
1. 副教材 (資料集、ワーク、プリントなど)	1634	90.1
2. 一般書籍・パンフレットなど	501	27.6
3. 新聞記事など	631	34.8
4. ビデオや DVD などの視聴覚教材	769	42.4
5. 教師が独自に作成したもの	555	30.6
6. その他	64	3.5
7. 利用していない	25	1.4
有効回答	1813	-



道徳では「副教材」が 1634 件(90.1%)と最も多い。次に「ビデオや DVD などの視聴覚教材」が 769 件(42.4%)とやや多く、「新聞記事など」が 631 件(34.8%)、「教師が独自に作成したもの」が 555 件(30.6%)、「一般書籍・パンフレットなど」が 501 件(27.6%)とつづく。「その他」の 64 件(3.5%)では、「インターネット、文部科学省や県・市が作成した指導資料、心のノート、副読本、外部講師」などが挙げられていた。また「作文や劇、エンカウンター」などの活動を取り入れた回答もみられた。

道徳には教科書がないため 1 の選択肢を「副教材」としている。道徳でも社会科について「副教材」の利用が多く、とくに「視聴覚教材」の利用率はどの教科よりも高い。教科書の使用義務がないゆえ、多様な教材が待ち望まれるところだといえる。

## イ、総合的な学習の時間

(20) これまでに「総合的な学習の時間」で行った法やルール、きまりに関する学習活動があれば教えてください。

設問(20)は、指導要領に示された学習活動を参考に、【横断的・総合的な課題】、【児童の興味・関心に基づく課題】、【地域や学校の特色に応じた課題】の三点に分類した。上記以外は【その他】にまとめた。回答のあった 741 件のうち、代表的な回答は以下の通りである。

### 【横断的・総合的な課題】

※例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康など（指導要領 pp.110-111）

- 国際理解に関すること
  - ・外国の法律
  - ・生活習慣の違い
- 情報に関すること
  - ・情報モラル、ネチケット
  - ・インターネットや携帯電話の活用方法
  - ・著作権の問題
  - ・携帯電話の使い方
  - ・プライバシーやセキュリティの保護
- 環境に関すること
  - ・自然を大切にするためのルール
  - ・ゴミの分別、出し方
  - ・家電リサイクル法、PL 法や廃棄物処理法
- 福祉・健康に関すること
  - ・福祉施設への訪問
  - ・車いすやアイマスク体験
  - ・介護に関する法律
  - ・バリアフリーや点字ブロック、ユニバーサルデザイン

### 【児童の興味・関心に基づく課題】

- 日本国憲法（基本的人権の尊重、法の下での平等など）、人権、差別や偏見
- 戦争・平和学習（国内法、国際法、条約など）
- 交通安全教室（交通ルールや規則、安全な自転車の乗り方）
- 租税教室
- 薬物乱用防止
- キャリア教育（職場体験での礼儀やルール）

### 【地域や学校の特色に応じた課題】

- 地域を題材にしたもの
  - ・地域の習慣やしきたり
  - ・地域の人との交流
  - ・地域の偉人や自然、文化、歴史を通じて社会生活のルールやきまりを扱う

○学級や学校のきまり

**【その他】**

○校外学習等でのルールやマナーに関すること

・あいさつ、返事、礼儀、依頼・お礼の手紙の書き方など

○公共施設や乗り物の利用方法

○交通ルール

○集団行動でのルール

○グループ活動での役割分担や協力

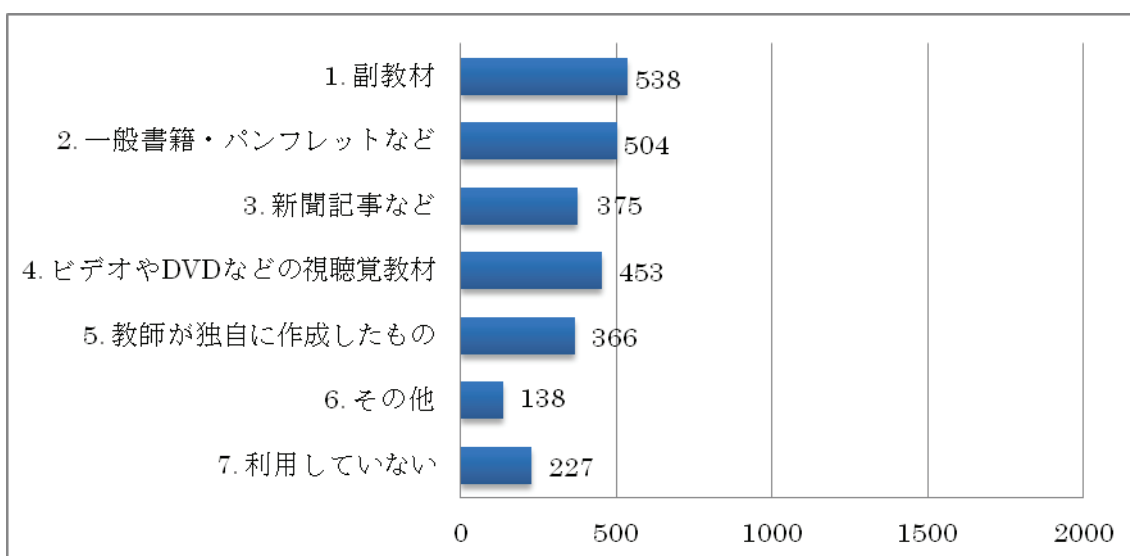
○道徳との関連づけ

【横断的・総合的な課題】は、指導要領に例が示されているのでその順に示した。回答結果でとくに多かったのは、上から順に「校外学習等でのルールやマナーに関すること」、「情報」、「環境」に関することの三つであった。指導要領に準じた内容が行われていることが分かる。個別적으로는地域や学校ならではの多様な実践を紹介するものも見受けられた。全体的な印象として、この設問では法やルール、きまりに関する学習に限定して聞いているので、道徳や社会科と似たような結果になっている。



(21) どのような教材を利用しましたか。利用した教材すべてに○をつけてください。  
(複数回答)

回答内容 (選択肢)	実数	割合(%)
1. 副教材 (資料集、ワーク、プリントなど)	538	43.1
2. 一般書籍・パンフレットなど	504	40.4
3. 新聞記事など	375	30.0
4. ビデオや DVD などの視聴覚教材	453	36.3
5. 教師が独自に作成したもの	366	29.3
6. その他	138	11.0
7. 利用していない	227	18.2
有効回答	1249	-



総合的な学習の時間では「副教材」が 538 件(43.1%)、「一般書籍・パンフレットなど」が 504 件(40.4%)とほぼ並んでいる。次に「ビデオや DVD などの視聴覚教材」が 453 件(36.3%)、「新聞記事など」が 375 件(30.0%)、「教師が独自に作成したもの」が 366 件(29.3%)となっている。また「利用していない」という回答も 227 件(18.2%)あった。「その他」138 件(11.0%)では「外部講師 (ゲストティーチャー)、パソコン・インターネット、地域の人材や施設の活用、講話、市や町の広報誌・パンフレット」などが挙げられていた。

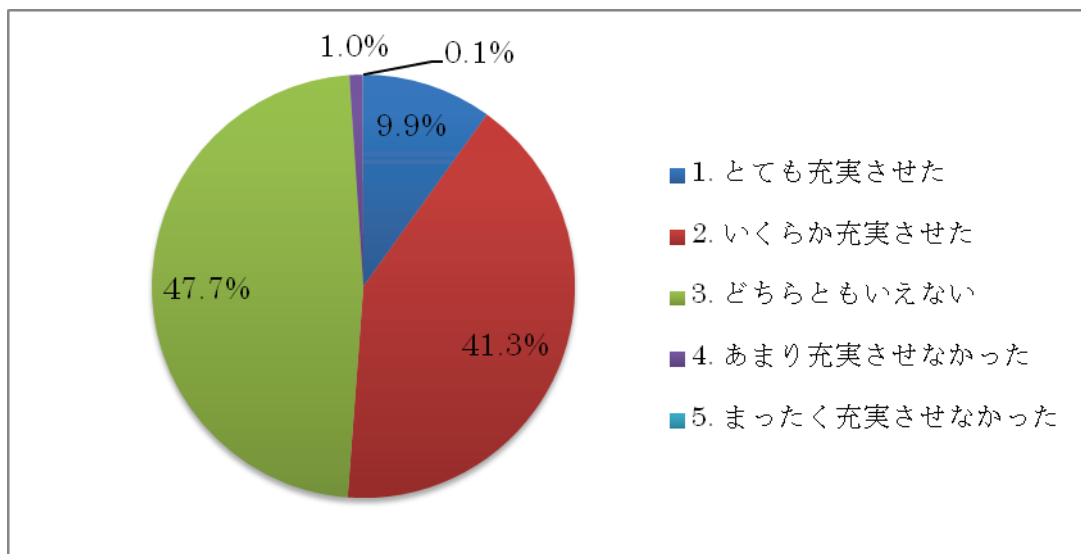
総合では教材の利用自体が他と比べて少ない。選択肢の間で大きな差はなく、利用していない場合も多い。学校や教師によって柔軟な対応がなされていると思われる。

## ウ、特別活動

・〔学級活動〕、〔児童会活動〕、〔クラブ活動〕望ましい人間関係を形成し、よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動などを充実するよう工夫すること。

(22) 上に示した内容をどの程度充実させましたか。あてはまるものに○をつけてください。

回答内容（選択肢）	実数	割合（％）
1. とても充実させた	187	9.9
2. いくらか充実させた	778	41.3
3. どちらともいえない	900	47.7
4. あまり充実させなかった	19	1.0
5. まったく充実させなかった	1	0.1
有効回答	1885	100.0
未記入	26	-
総数	1911	-



特別活動では「とても充実させた」と「いくらか充実させた」を合わせると 51.2%、「どちらともいえない」は 47.7%である。「あまり充実させなかった」と「まったく充実させなかった」は 1.1%であった。

半数以上が充実させるように検討しており、道徳について高い割合となった。指導要領に示された話し合い活動等は、特別活動の全般にかかわっており、充実させるように検討した割合が高くなっている。

(23) (22)で「1. とても充実させた」と「2. いくらか充実させた」と回答した方のみ、お答えください。

どのような点を充実させるよう検討し、実際に授業を行いましたか。

設問(23)は【学習内容や方法に関すること】と【研究や指導に関すること】の二つの観点から整理した。(22)で1 および2 を回答した 965 件のうち、特徴的な回答は以下の通りである。

**【学習内容や方法に関すること】**

- 縦割り活動、異年齢集団による交流
- 望ましい人間関係の形成
- 話し合い活動の充実
- よりよい学校生活にするための活動〔児童会や委員会活動〕
- 学校生活全般のルールを守る（あいさつ、廊下の歩行）
- 児童の主体的な活動の支援（教師主導にしない）
  - ・自分たちで課題を見つける
  - ・子どもたちできまりをつくり守る
- 人権に関すること
- エンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング(SST)

**【研究や指導に関すること】**

- 年間指導計画の見直し、時間の確保
- 校内研究
- 道徳との関連づけ
- 地域との連携
- 小規模校の利点を生かした指導

回答結果では、「縦割り活動」や「望ましい人間関係の形成」、「話し合い活動の充実」といった内容が多く挙げられていた。指導要領で特別活動は〔学級活動〕、〔児童会活動〕、〔クラブ活動〕、〔学校行事〕の4項目から構成されている。回答は学級活動や児童会活動に関することが多かったが、中身はどの活動にも共通する「人間関係の形成」や「自分たちできまりをつくって守る」、「十分な話し合いをする」などであった。

(24) ルールやきまりに着目した学習活動として、どのような内容を取り上げていますか。わかる範囲でお答えください。

設問(24)は、学習活動として取り上げた具体的な内容について【学校生活全般】、【学習指導要領の内容】の二点に分類した。上記以外は【その他】にまとめた。回答のあった1203件のうち、代表的な回答は以下の通りである。

**【学校生活全般】**

- 学校のきまりやルールに関すること
  - ・あいさつ      ・廊下歩行
  - ・給食（食べ方のマナー、配膳、片づけ）
  - ・清掃      ・トイレの使い方
  - ・図書館の利用の仕方      ・雨の日の過ごし方
  - ・体育館や校庭を使うためのきまり      ・遊具の使い方
  - ・公共施設の利用、見学
  - ・友達との約束、仲間との協力、思いやり
  - ・安全な登下校
- 交通安全に関すること、自転車の乗り方
- 話し合い活動の充実（聞き方、発表の仕方）

**【学習指導要領の内容】**

- 学級活動
  - ・学級目標の設定（クラスのルールづくり）
  - ・学習時のきまり、忘れ物ゼロ
  - ・学級会でのきまり
  - ・係活動や当番活動のきまり
- 児童会活動
  - ・児童会や委員会の目標などを決める
  - ・各月の問題点、取り組みの反省点を話し合う
  - ・児童集会（学校のきまりを話し合う、いじめ防止）
- クラブ活動
  - ・異学年交流
  - ・ルールを決めて活動する
  - ・スポーツクラブでのルールづくり、ルールの徹底
- 学校行事
  - ・運動会や宿泊等での約束、きまり

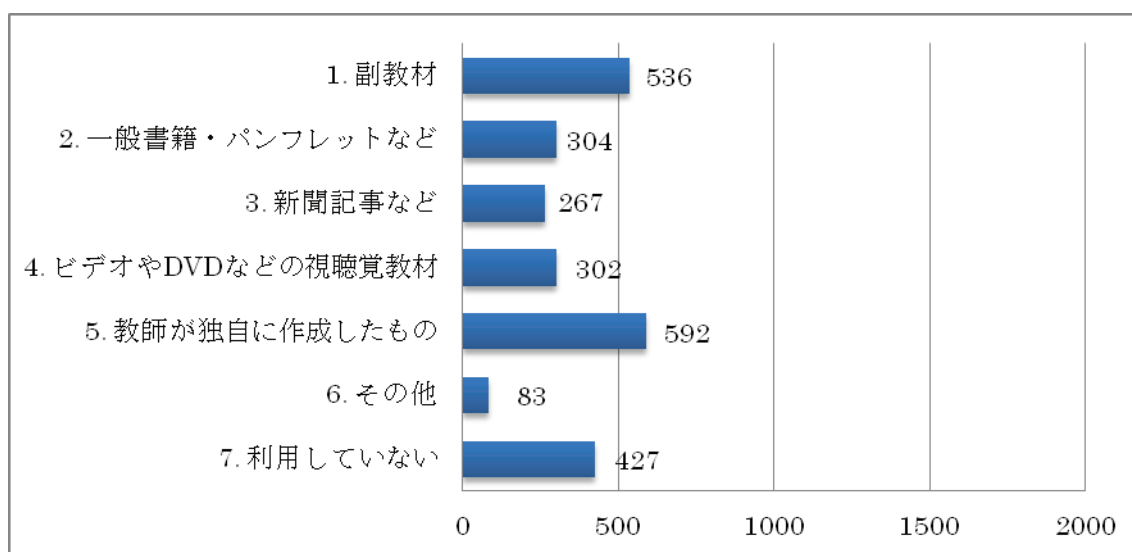
**【その他】**

- 地域の人との交流
- 各学校独自の取り組み
- 人間関係づくり（エンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング）
- 人権教育
- インターネット、情報モラル
- 全ての教育のなかで行う

回答は【学校生活全般】の「学校のきまりやルールに関すること」が圧倒的に多い。あいさつから始まり、授業中や休み時間の過ごし方、学校施設の利用法など、一日の生活で児童の行動にかかわる様々なルールやきまりが挙げられている。次に多い【学習指導要領の内容】では、「学級活動や児童会活動」についての回答がとくに目立った。全体的に前の設問(23)と似たような結果が得られた。

(25) どのような教材を利用しましたか。利用した教材すべてに○をつけてください。  
(複数回答)

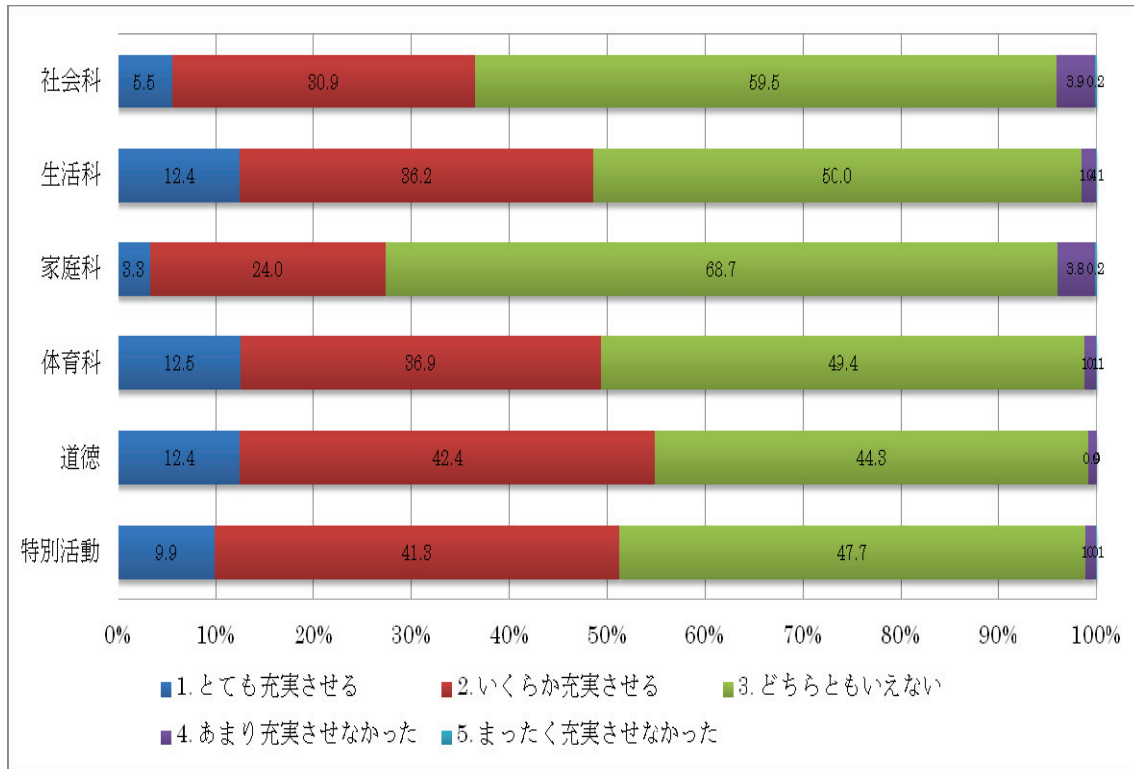
回答内容 (選択肢)	実数	割合(%)
1. 副教材 (資料集、ワーク、プリントなど)	536	35.1
2. 一般書籍・パンフレットなど	304	19.9
3. 新聞記事など	267	17.5
4. ビデオや DVD などの視聴覚教材	302	19.8
5. 教師が独自に作成したもの	592	38.7
6. その他	83	5.4
7. 利用していない	427	27.9
有効回答	1528	-



特別活動では回答の多い順に「教師が独自に作成したもの」が 592 件(38.7%)、「副教材 (資料集、ワーク、プリントなど)」が 536 件(35.1%)となっている。この二つの間に大きな差が見られるわけではないが、初めて「副教材」以外が一番多い回答となった。次に多かったのは「利用していない」の 427 件(27.9%)であった。続いて「一般書籍・パンフレットなど」が 304 件(19.9%)、「ビデオや DVD などの視聴覚教材」が 302 件(19.8%)、「新聞記事など」が 267 件(17.5%)とほぼ横並びとなっている。「その他」の 83 件(5.4%)で挙げられていたのは「児童会が作成したプリントやポスター、学校のきまり、児童が作成した資料、外部講師、話し合い活動」などであった。

<資料 1> 各教科等の充実度

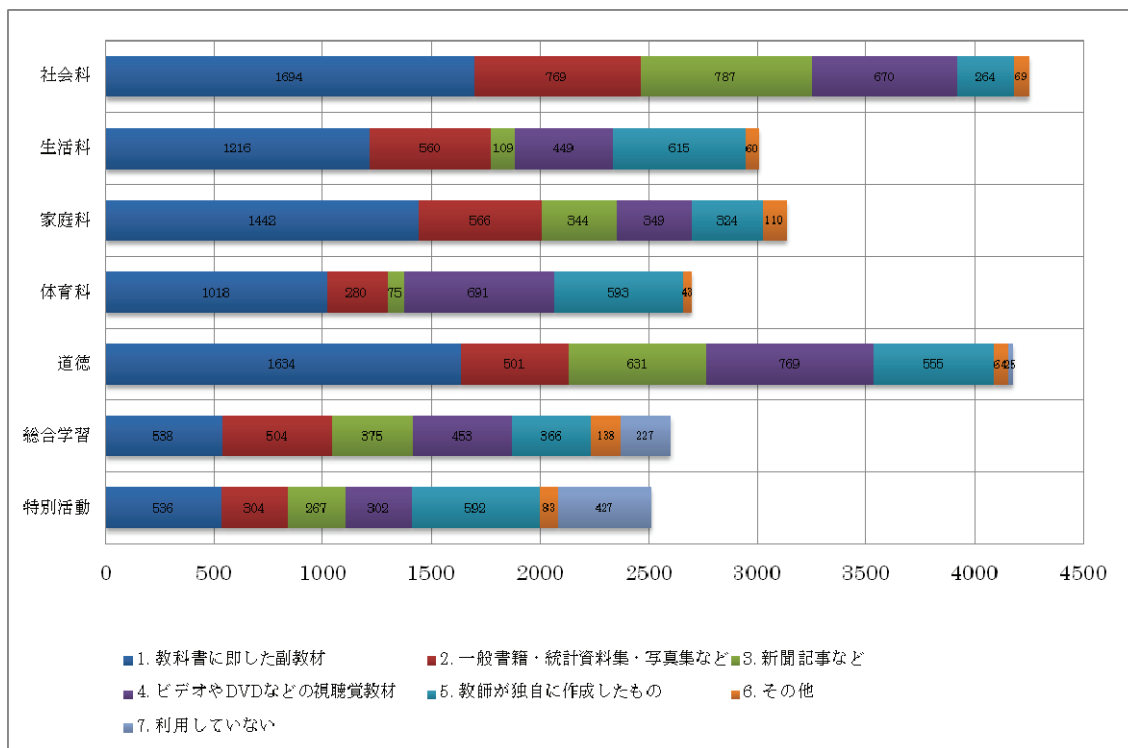
【割合(%)】



	社会科	生活科	家庭科	体育科	道徳	特別活動
1. とても充実させる	5.5%	12.4%	3.3%	12.5%	12.4%	9.9%
2. いくらか充実させる	30.9%	36.2%	24.0%	36.9%	42.4%	41.3%
3. どちらともいえない	59.5%	50.0%	68.7%	49.4%	44.3%	47.7%
4. あまり充実させなかった	3.9%	1.4%	3.8%	1.1%	0.9%	1.0%
5. まったく充実させなかった	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0%	0.1%

<資料 2> 教科別の教材利用数（複数回答）

【実数(件)】



	社会科	生活科	家庭科	体育科	道徳	総合学習	特別活動
1. 教科書に即した副教材	1694	1216	1442	1018	1634	538	536
2. 一般書籍・統計資料集・写真集など	769	560	566	280	501	504	304
3. 新聞記事など	787	109	344	75	631	375	267
4. ビデオやDVDなどの視聴覚教材	670	449	349	691	769	453	302
5. 教師が独自に作成したもの	264	615	324	593	555	366	592
6. その他	69	60	110	43	64	138	83
7. 利用していない					25	227	427

(26) 各教科等における下記の学習指導内容の実施時間数をご記入ください。

ア 学習の視点1:法や決まり、ルールの基本となる考え方を学ぶ

法やきまり、ルールは、多様な人々が共生する社会において、互いに尊重し合い、社会生活をより豊かにするために存在するものであるといった基本的な考え方を理解させ、法やきまり、ルールの意義や役割を意識しながらそれを遵守しようとする態度を育てる。

学年	社会科	実施単位 時間数	生活科	実施単位 時間数	体育科及び 保健体育科	実施単位 時間数	道徳	実施単位 時間数	特別活動	実施単位 時間数
第一・二 学年		—	・学校にはみんなが気持ちよく生活するためのきまりやマナーがあること気付く。 ・公共物や公共施設を利用するためのルールやマナーがあることに気付く。 ・友達と遊ぶ活動を通して約束やルールをつくり変えていく。				・約束や社会のきまりを守り、みんなが使う物を大切に する。		[学級会活動] [児童会活動] [クラブ活動] ・よりよい生活を築くために自分たちできまりをつくって守る活動などを充実するよう工夫する。	
第三・四 学年	・地域の社会生活を営む上で大切な法やきまり			—	・きまりを守り よく運動をする。 ・規則を工夫してゲームをする。		・約束や社会のきまりを守り、公徳心をもつ。			
第五・六 学年	・地域の社会生活を営む上で大切な法やきまり			—	・約束を守り助け合って運動をする。 ・ルールを工夫してボール運動をする。		・公徳心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にし進んで義務を果たす。			

イ 学習の視点2:私法の基本的な考え方を学ぶ

個人と個人の関係を規律する私法分野について、契約自由の原則や私的自治の原則などの私法の基本的な考え方を理解させ、日常生活においても法意識をもって行動し、法を主体的に利用できる力を育てる。

学年	家庭科及び技術・家庭科	実施単位 時間数
第五・六 学年	・身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できるようにする。	

ウ 学習の視点3:憲法及び立憲主義の意義を生活と関連付けて学ぶ

個人の尊厳や法の支配などの憲法及び法の基礎にある基本的な価値や国と個人との関係の基本的な在り方について理解させ、自立のかつ責任のある主体として自由で公正な社会の形成に参画しようとする態度を育てる。

学年	社会科	実施単位 時間数
第六 学年	・我が国の民主政治と日本国憲法の基本的な考え方	

エ 学習の視点4:司法が果たす役割と司法参加の意義を学ぶ

司法とは、法に基づいて、侵害された権利を救済し、ルール違反に対処することによって、法秩序の維持・形成を図るものであることを理解させるとともに、国民が法や司法を利用するだけでなく、司法を支えるために能動的に参加しようとする意欲や態度を育てる。

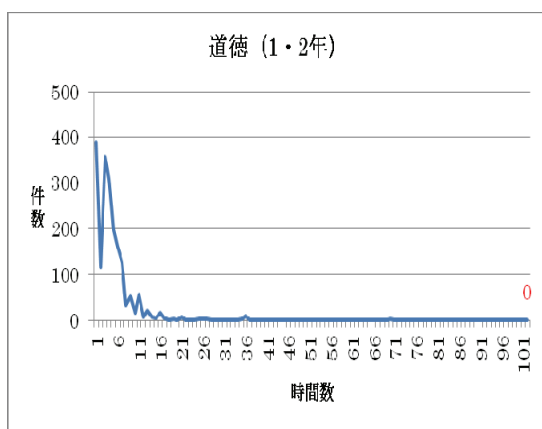
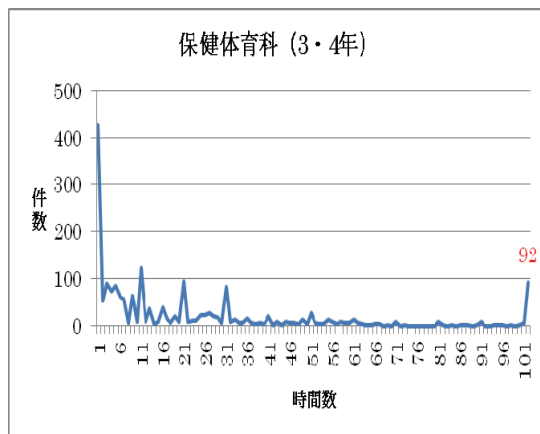
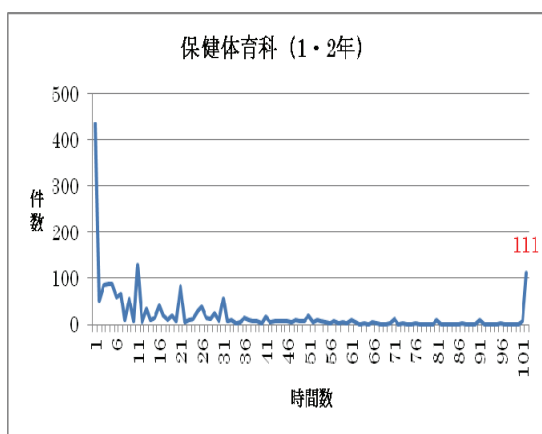
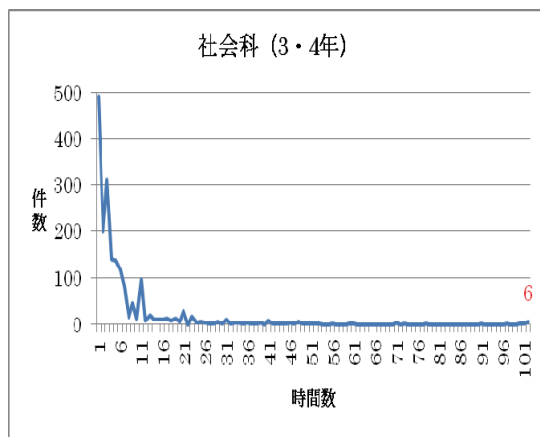
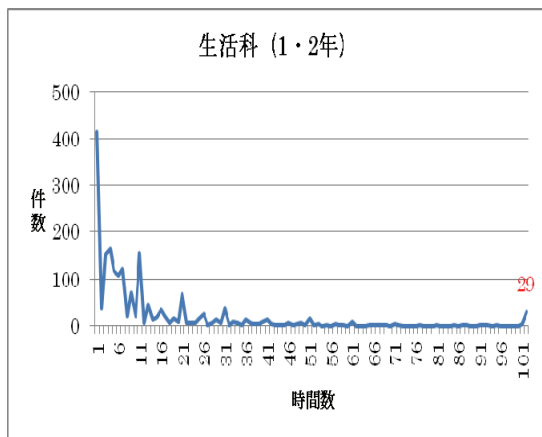
学年	社会科	実施単位 時間数
第六 学年	・国会と内閣と裁判所の三権相互の関連 ・国民の司法参加 (※裁判員制度を取り上げ、法律に基づいて行われる裁判と国民とのかかわりに関心を持つようにする。)	

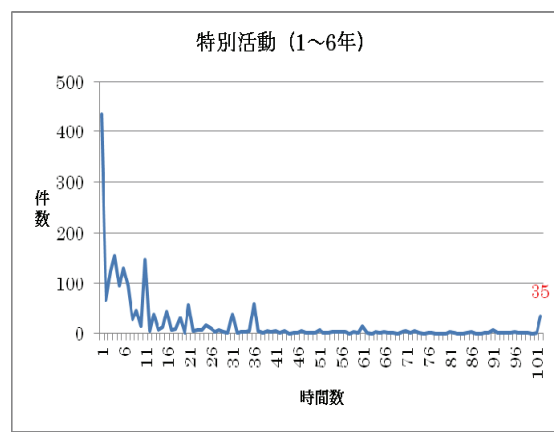
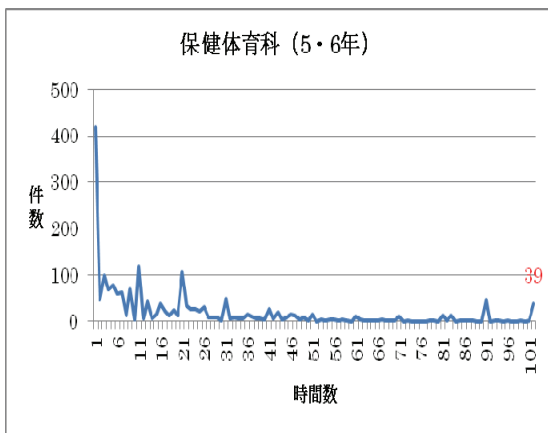
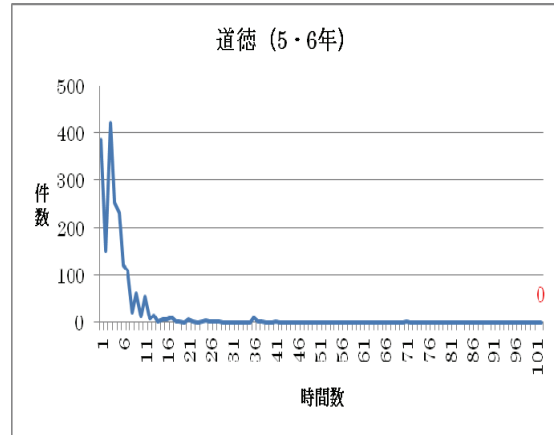
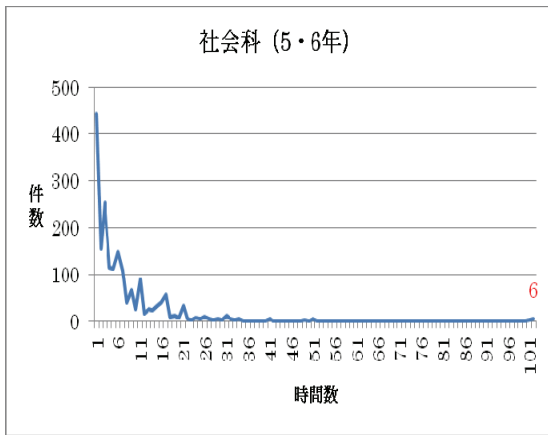


学習の視点1から4までの実施時間数の結果は、以下の通りである。なお101時間以上を回答した件数は、グラフ内に数値（赤字）で示した。

### ア 学習の視点1：法や決まり、ルールの基本となる考え方を学ぶ

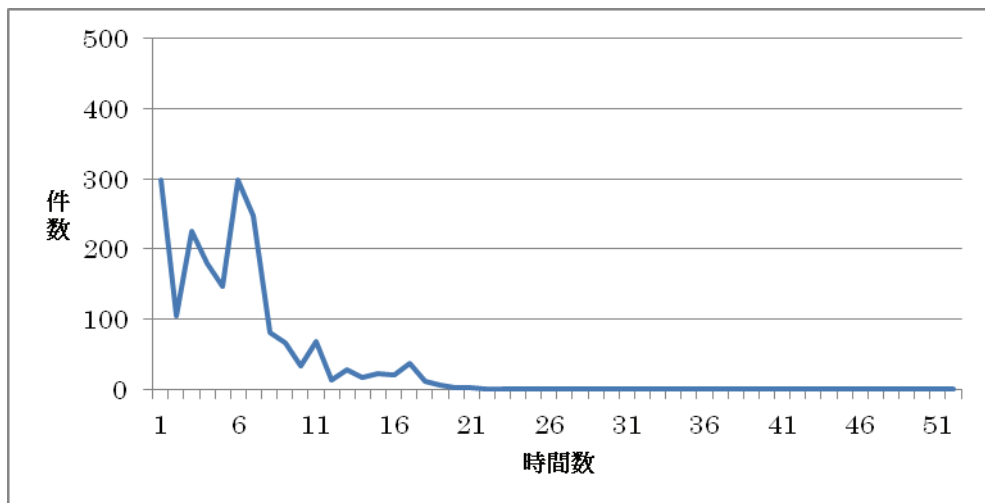
法やきまり、ルールは、多様な人々が共生する社会において、互いに尊重し合い、社会生活をより豊かにするために存在するものであるといった基本的な考え方を理解させ、法やきまり、ルールの意義や役割を意識しながらそれを遵守しようとする態度を育てる。





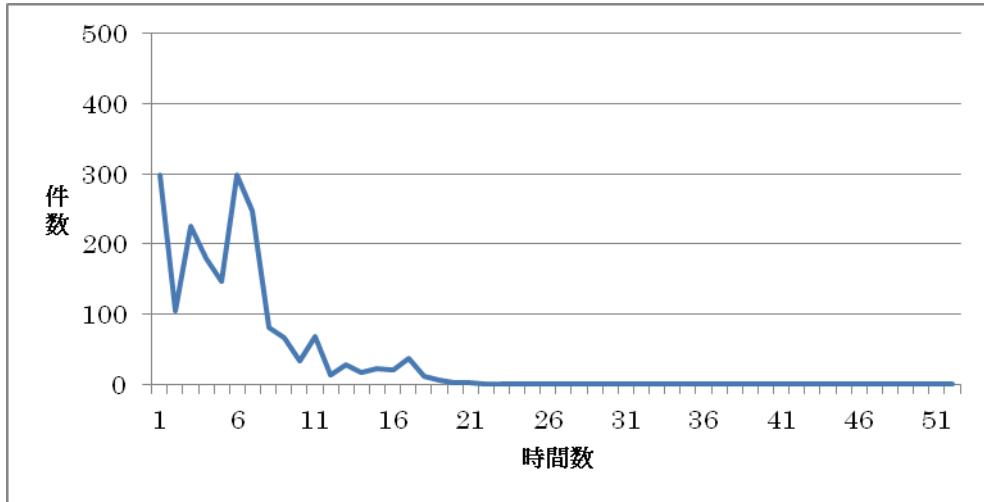
## イ 学習の視点 2：私法の基本的な考え方を学ぶ

個人と個人の間を規律する私法分野について、契約自由の原則や私的自治の原則などの私法の基本的な考え方を理解させ、日常生活においても法意識をもって行動し、法を主体的に利用できる力を育てる。



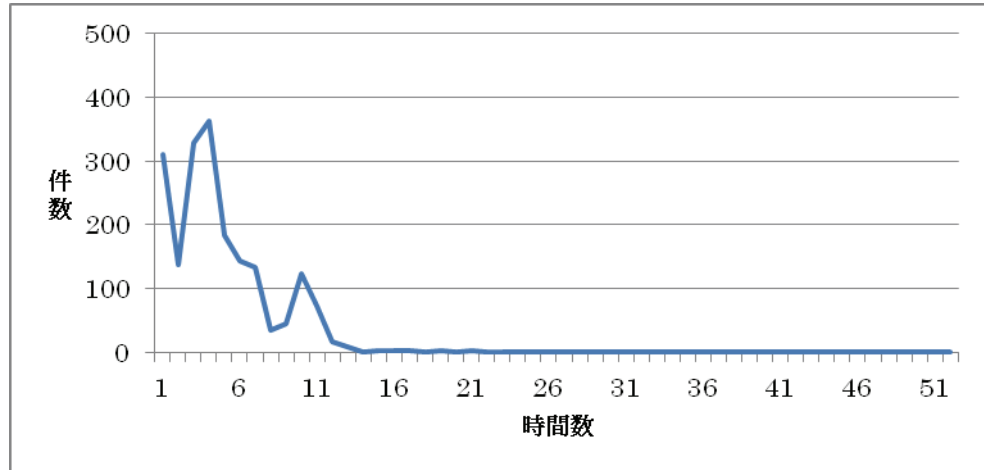
### ウ 学習の視点 3：憲法及び立憲主義の意義を生活と関連付けて学ぶ

個人の尊厳や法の支配などの憲法及び法の基礎にある基本的な価値や国と個人との関係の基本的な在り方について理解させ、自立的かつ責任のある主体として自由で公正な社会の形成に参画しようとする態度を育てる。



### エ 学習の視点 4：司法が果たす役割と司法参加の意義を学ぶ

司法とは、法に基づいて、侵害された権利を救済し、ルール違反に対処することによって、法秩序の維持・形成を図るものであることを理解させるとともに、国民が法や司法を利用するだけでなく、司法を支えるために能動的に参加しようとする意欲や態度を育てる。



設問(26)は、学習の視点 1 から 4 で示した指導要領の該当項目について、それぞれの実施時間数を把握するためのものであった。回答をみると、時間数の数え方が回答者によって異なり結果に大幅な開きがでた。例えば、時間数を個別に数えた場合と、年間の授業時数をそのまま回答している場合などが混在したためである。とくに体育科では、ゲームやボール運動等多くの学習活動にきまりやルールが関係することから、100 時間以上の回答が多い。また「全教科、領域を通して 1 単位時間の中で扱っているためカウントできない」等の意見が多数あり、未記入が 2 割前後を占めている。

### 第3章 法律家や関係各機関との連携の状況

(27) これまでに教科等の学習指導に関連し、法律家（裁判官、検察官、弁護士など）や関係各機関と連携した授業や見学、教員研修などを行ったことはありますか。  
(複数回答)

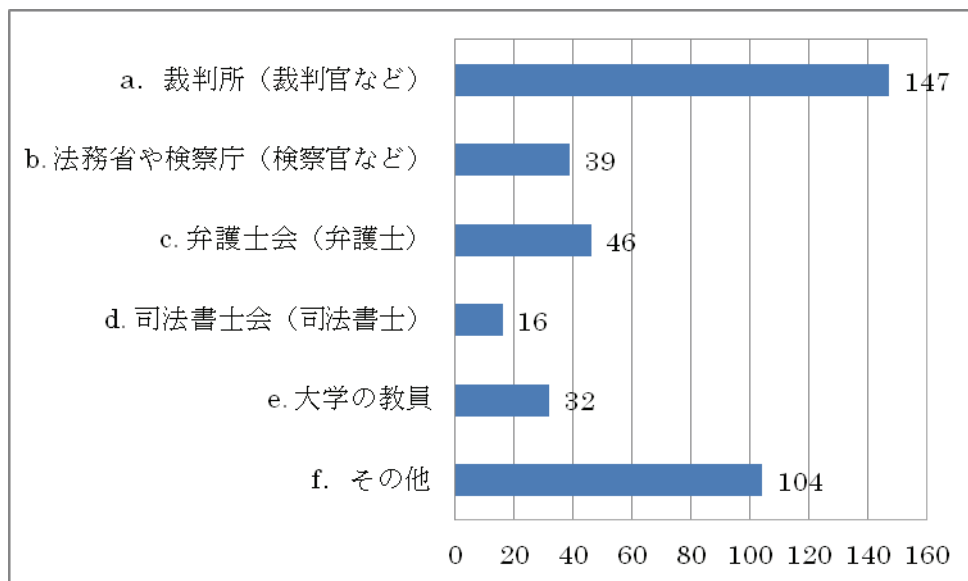
回答内容	実数	割合(%)
1. ある	332	17.7
2. ない	1543	82.3
有効回答	1875	100.0
未記入	36	-
総数	1911	-

設問(27)は、小学校における法律家や関係各機関との連携状況を把握するために設定した質問項目である。回答の内訳は「ある」が 332 件(17.7%)、「ない」が 1543 件(82.3%)となっている。

小学校での連携状況は現段階で 2 割程度である。ただし学校や教員によって裁判所等への社会科見学や外部講師の活用などが積極的に行われており、そうした連携方法や内容については、以下の内訳を参照されたい。

< 「ある」の内訳（複数回答） >

回答内容（選択肢）	実数	割合(%)
a. 裁判所（裁判官など）	147	44.3
b. 法務省や検察庁（検察官など）	39	11.7
c. 弁護士会（弁護士）	46	13.9
d. 司法書士会（司法書士）	16	4.8
e. 大学の教員	32	9.6
f. その他	104	31.3
有効回答	332	-



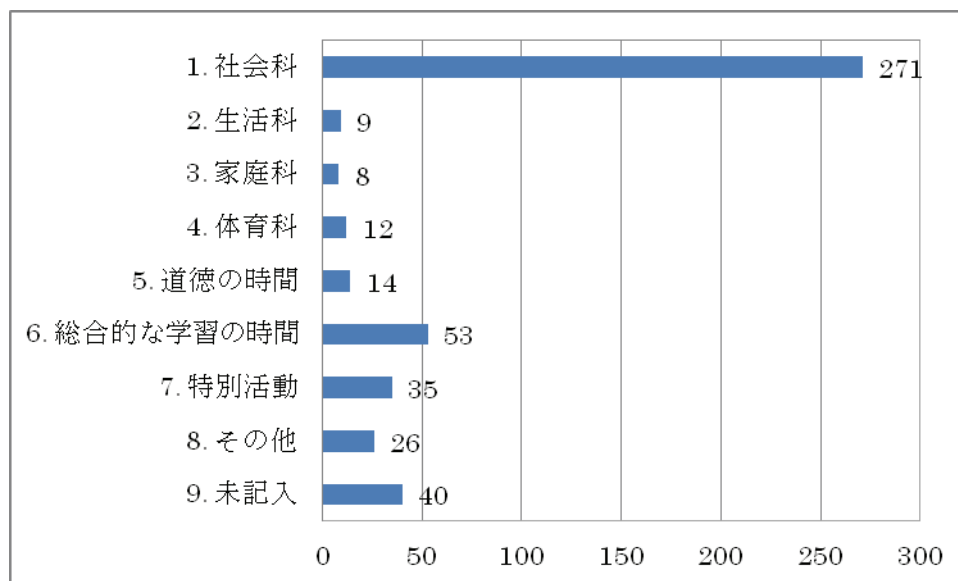
「ある」と回答した 332 件の内訳は、最も多かったのが「裁判所（裁判官など）」の 147 件(44.3%)であった。「その他」は後述するが、次に「弁護士会（弁護士）」が 46 件(13.9%)、「法務省や検察庁（検察官など）」が 39 件(11.7%)、「大学の教員」が 32 件(9.6%)、「司法書士会（司法書士）」が 16 件(4.8%)である。「その他」の 104 件(31.3%)のうち回答が多かったのは、「税務署（税務署職員）、租税教室、税理士などの税務関係」で、49 件と回答者の半数以上が挙げている。そして「警察署（警察官）」は 17 件の回答があった。他には「国会や市議会見学、法務局（人権擁護委員会）」といった回答がそれぞれ数件ずつある。

裁判所などは、社会科見学の一環として行われていることが多いと考えられる。また「その他」に挙げられた租税教室は他の設問でも回答が目立っている。小学校での受け入れられやすさがありそうである。

(28) (27)で「1. ある」と回答した方のみ、お答えください。

どの教科等の学習指導で、法律家や関係各機関と連携を行いましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答)

回答内容 (選択肢)	実数	割合(%)
1. 社会科	271	81.6
2. 生活科	9	2.7
3. 家庭科	8	2.4
4. 体育科	12	3.6
5. 道徳の時間	14	4.2
6. 総合的な学習の時間	53	16.0
7. 特別活動	35	10.5
8. その他	26	7.8
9. 未記入	40	12.0
有効回答	332	-

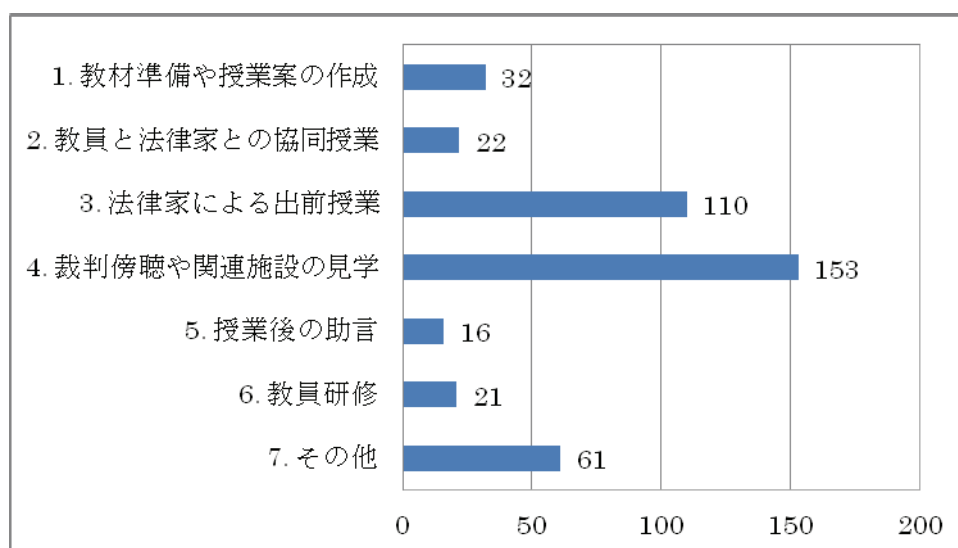


「ある」と回答した 332 件のうち、最も連携する機会の多い教科は「社会科」の 271 件(81.6%)であった。次に「総合的な学習の時間」が 53 件(16.0%)、「特別活動」が 35 件(10.5%)、「道徳の時間」が 14 件(4.2%)となっている。つづいて「体育科」が 12 件(3.6%)、「生活科」が 9 件(2.7%)、「家庭科」が 8 件(2.4%)の順である。「その他」の 26 件(7.8%)では、「学校行事」が 3 件、それ以外は「学級・生徒指導、教員研修、金銭教育、人権教育、キャリア教育、著作権、薬物乱用防止、理科、図画工作」など各 1 件ずつの回答があった。

社会科とそれ以外の教科等との差は大きく開きがあった。だがどの教科でも、外部講師をよぶといった回答が多く見受けられ、各教科等で扱う内容とうまくリンクしていれば連携の機会を増やしていくことは可能だと思われる。

(29) 法律家や関係各機関と連携した内容はどのようなものでしたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答)

回答内容 (選択肢)	実数	割合(%)
1. 教材準備や授業案の作成	32	9.6
2. 教員と法律家との協同授業	22	6.6
3. 法律家による出前授業	110	33.1
4. 裁判傍聴や関連施設の見学	153	46.1
5. 授業後の助言	16	4.8
6. 法教育の理解を深めるための教員研修	21	6.3
7. その他	61	18.4
有効回答	332	-

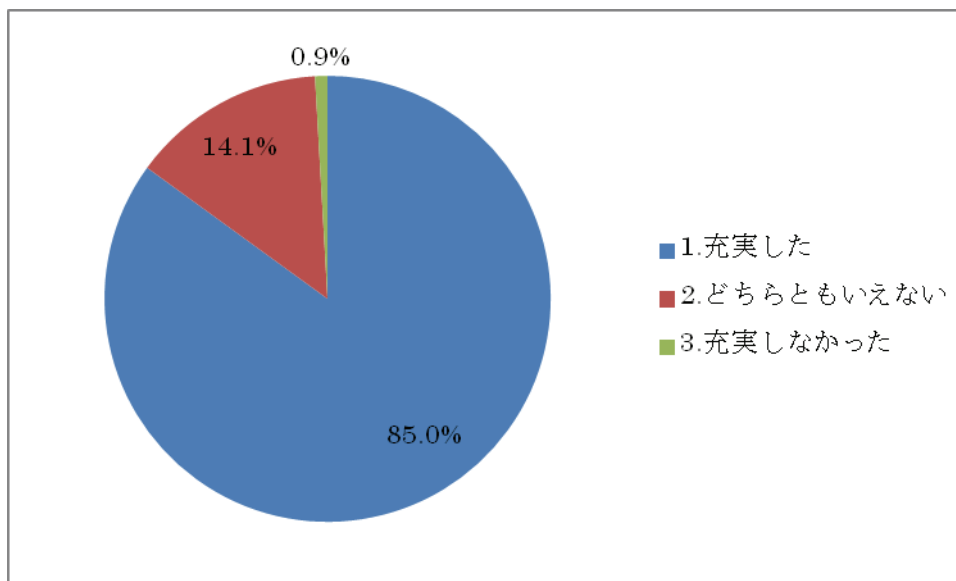


法律家等との連携した内容については、「裁判傍聴や関連施設の見学」が 153 件 (46.1%)、「法律家による出前授業」が 110 件(33.1%)と多い。次に「教材準備や授業案の作成」が 32 件(9.6%)、「教員と法律家との協同授業」が 22 件(6.6%)、「法教育の理解を深めるための教員研修」が 21 件(6.3%)、「授業後の助言」が 16 件(4.8%)である。「その他」の 61 件(18.4%)では、「租税教室、税務署の出前授業等」が 24 件、「人権に関する授業」が 5 件、「非行防止教室、社会科見学として」などが数件ずつ挙げられていた。

「裁判傍聴や関連施設の見学」は社会科見学などが考えられ、回答数が多い。選択肢の 1 から 5 は、授業などでの様々な関わり方を質問したが、「法律家による出前授業」は 100 件を超えている。また小学校では「〇〇教室」のような形でさまざまな出前授業が行われているようである。

(30) 法律家や関係各機関と連携したことにより、学習指導内容が充実されましたか。

回答内容	実数	割合(%)
1.充実した	290	85.0
2.どちらともいえない	48	14.1
3.充実しなかった	3	0.9
有効回答※	341	100.0



※設問(27)で連携の有無を「ない」と選択した9名も回答したが、それを含めて割合を出した。

連携したことによる満足度では「充実した」が85.0%、「どちらともいえない」が14.1%、「充実しなかった」が0.9%であった。8割以上は充実したと回答しており、様々な機会を通じて小学校との接点を持ち、連携の度合いを深めていける可能性が十分にあるといえる。



(31) (27)で「2. ない」と回答した方のみ、お答えください。

今後、何らかの形で法律家や関係各機関と連携して法教育を行う予定（希望）はありますか。「2. ない」と回答した方は、その理由もお聞かせください。（複数回答）

回答項目（選択肢）	実数
1.ある	256
2.ない	1128
a.法教育の意義がわからない。	10
b.法教育に取り組む教員がない。	47
c.通常の授業で十分だと考えている。	409
d.法教育を行う時間的余裕がない。	389
e.法律家等との連携のしかたがわからない。	220
f.その他	22
選択なし（選択未回答）	31
3.未定	429

法律家や関係各機関との今後の連携の可能性については「ある」が256件、「未定」が429件であった。「ない」と回答した1128件の内訳を見ると、「通常の授業で十分だと考えている」が409件、「法教育を行う時間的余裕がない」が389件、「法律家等との連携のしかたがわからない」が220件と多い。また「法教育に取り組む教員がない」が47件、「法教育の意義がわからない」が10件であった。「その他」の22件では、「地理的に難しい(5件)、法教育を実施する単元がないことや学習指導要領の位置づけが不明瞭(4件)、すべての教育活動を通じて行われるべき(3件)」などがあつた。なかには「これから模擬裁判を実施したり、法テラスに協力をお願いしたい」という回答もあつた。

全体の傾向としては、法教育の意義や重要性を理解しているものの、時間の確保や人材面、連携方法などの課題から実現が難しい状況があると思われる。また『法教育』についての理解も、学校や教員によって異なるように見受けられた。

(32) 法律家や関係各機関との連携に関するご意見・ご要望がありましたらご記入ください。

設問(32)は【連携内容に関すること】と【連携方法に関すること】の二つの観点から整理した。回答のあった 249 件のうち、代表的な回答は以下の通りである（内容は要約して紹介する）。

**【連携内容に関すること】**

- ・授業例や連携した例を紹介してほしい
- ・子どもの実態（発達段階）に見合った内容、学習対象を明確にした内容（わかりやすい言葉、話し方、身近な具体例、資料提示の工夫など）
- ・教科書とリンクした内容
- ・機会があれば実施したい、専門家に来てもらうことはとてもいい
- ・裁判傍聴や話を聞いて勉強になった
- ・教師が直接指導できない部分を詳しく指導してほしい
- ・法教育のイメージがわからない
- ・小学校段階では実生活できまりの意義や守ろうとする意欲を高めることが大切
- ・学習指導要領で示された内容でいっぱいである
- ・「いじめ問題」を専門家の立場から子どもに認識させる
- ・「マナー、きまり」と「法」の間をつなぐ指導

**【連携方法に関すること】**

- ・出前授業の形式がよい
- ・積極的な広報活動（連携可能な機関や協力者一覧、パンフレットがほしい）
- ・連携体制や相談窓口が整っていない
- ・日程調整、手続き、費用などがわからない（時間の確保や予算が少ない）
- ・無料講師派遣をもっと PR してほしい
- ・学者、実務家、教員のスタンスを揃える  
（子どもにとって何が必要かを考え、互いにわかり合うこと、考えを出し合い共有していくことが大事）
- ・施設見学（国会、最高裁等）の予約が困難である
- ・校内研究での講師、夏休みを利用した研修など

多かった意見や要望を整理すると、まず「情報の少なさ」が挙げられる。「どこへ連絡していいのか、何ができるのか、費用はどれくらいかかるのか」といった手続き面と、「どのような実践事例があるのか知りたい」という内容面についての情報を求める声がとても多い。また具体的な意見では、「メリットがわからない、難しい面もあるのではないか」といった否定的な内容もあったが、『法のプロ』と『教育のプロ』が共に知恵を出してできるのが法教育であると思う、ぜひ双方で法教育をつくる場の設定を様々なところで設定してもらえれば」という建設的な意見や要望がたくさんあった。

今後、意見交換の場や教材を検討する機会を設けるとともに、積極的な広報活動を行っていくことで、さらに小学校での法教育は発展していく可能性があるといえる。

(33) 法律家や関係各機関が行う教員研修で取り上げてほしい内容や研修に関するご意見・ご要望がありましたらご記入ください。

設問(33)は【法教育に関すること】と【学校が抱える問題の法的な対処法】の二つの観点から整理した。回答のあった201件のうち、代表的な回答は以下の通りである(内容は要約して紹介する)。

**【法教育に関すること】**

○法教育についての基本的なこと

- ・法教育とは何か
- ・なぜ法教育が必要なのか
- ・法教育の観点として大切にしなければいけないこと

○法教育の授業

- ・授業に生かせる基礎的な知識
- ・授業の様子(DVD等)
- ・学習指導計画
- ・わかりやすい教材や教材提示の仕方

○授業で取り上げてほしいテーマ

- ・日本国憲法、三権分立
- ・行政(予算案～施行まで)、立法を体験
- ・公共機関の社会的な役割
- ・裁判員制度、模擬裁判、裁判傍聴、司法の仕事の体験
- ・身近な生活の中での法の役割(具体例)
- ・情報モラル、著作権(著作権法)、個人情報保護法
- ・規範意識の身に付けさせ方
- ・親子を対象とした授業
- ・いじめの問題(人権教育)
- ・法律が身近になる授業
- ・子どもたちが巻き込まれる可能性のある「法」に関わる危険
- ・子どもを守っている法
- ・少年法

**【学校が抱える問題の法的な対処法】**

○生徒指導上の諸問題

- ・いじめの未然防止や早期対応、加害者への責任の取らせ方
- ・クレームやモンスターペアレントへの対応
- ・児童の学校事故や子ども同士のトラブルに関する法解釈や対処方法
- ・家庭環境(児童虐待、ネグレクトなど)や給食費未払いへの対応
- ・児童の問題行動や事件の対応

○教員のための法的研修

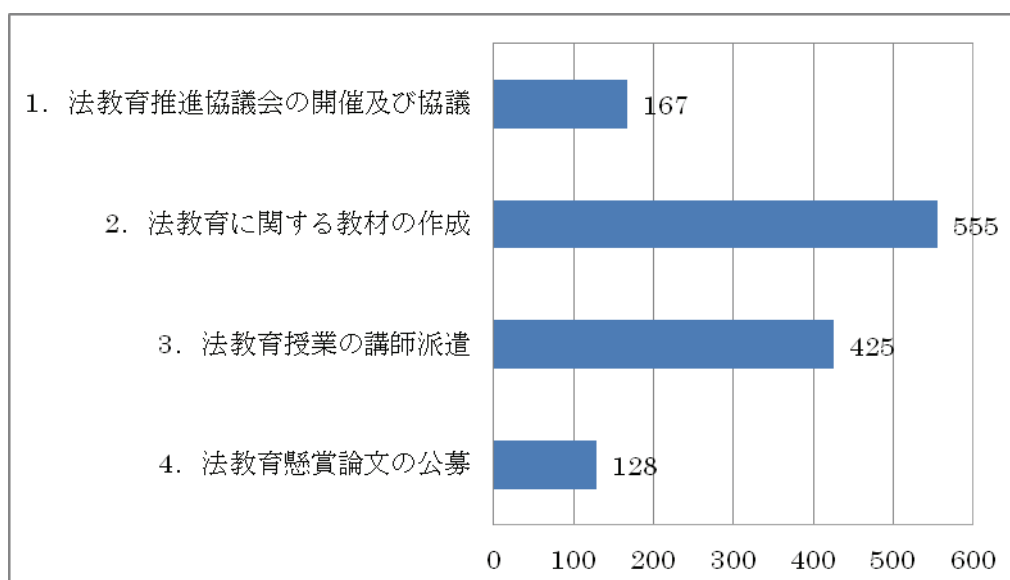
- ・学校や教師に対する訴訟・判例
- ・日常の学校生活の中で可能性のある違法行為(教員向け・児童向け)
- ・法律(著作権法、個人情報保護法、プライバシー、教育や福祉に関する法律)
- ・少年犯罪の現状、少年法

回答結果は、【法教育に関すること】と【学校が抱える問題の法的な対処法】の二つに分かれた。前者が多かったのは、「子どもたちに身近な法、裁判員制度、著作権、いじめの問題」についての授業での取り上げ方であった。また「法教育を初めて知ったので、法教育に関する初歩的な研修をお願いしたい」というものから、「何をもって法教育とするのかが徹底していないと感じる」という意見もあった。後者については、「保護者のクレーム対応、児童の事件・事故やいじめ問題への対応」など、現在の学校が抱える多様な問題を反映した要望となった。上記以外には、専門家による研修を受けたいという声が比較的多い。

## 第4章 法務省が推進する法教育に関すること

(34) 法務省が行っている法教育に関する取り組みについて、知っているものすべてに○をつけてください。(複数回答)

回答内容（選択肢）	実数	割合(%)
1. 法教育推進協議会の開催及び協議	167	19.4
2. 法教育に関する教材の作成	555	64.5
3. 法教育授業の講師派遣	425	49.5
4. 法教育懸賞論文の公募	128	14.9
有効回答	860	-

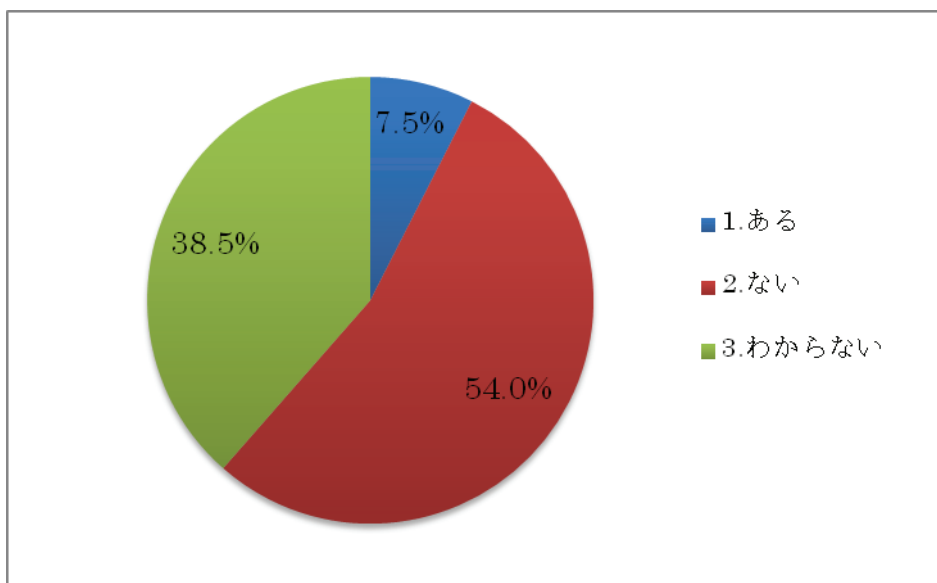


法務省が行っている法教育の取り組みに関する認知度を調査したところ回答のあった860件のうち「法教育に関する教材の作成」が555件(64.5%)と最も多い。次に「法教育授業の講師派遣」が425件(49.5%)、「法教育推進協議会の開催及び協議」が167件(19.4%)、「法教育懸賞論文の公募」が128件(14.9%)であった。

今回調査を行った小学校全体(1911校)の45%は、法務省における法教育推進の取り組みに関して、何らかの情報を得ていることがわかる。

(35) これまでに法務省が作成した教材を利用したことがありますか。

回答内容（選択肢）	実数	割合(%)
1.ある	138	7.5
2.ない	993	54.0
3.わからない	709	38.5
有効回答	1840	100.0
未記入	71	-
総数	1911	-



法務省が作成した教材の利用経験は「ある」が 138 件(7.5%)、「ない」が 993 件(54.0%)であった。また「わからない」は 709 件(38.5%)となっている。

すでに 138 校が教材を利用した経験がある。また「わからない」の回答は、今回の調査を学校単位で行ったため、教員個人の利用程度まで把握できなかった状況が反映されたと考えられる。

(36) (35)で「1. ある」と回答した方のみ、お答えください。

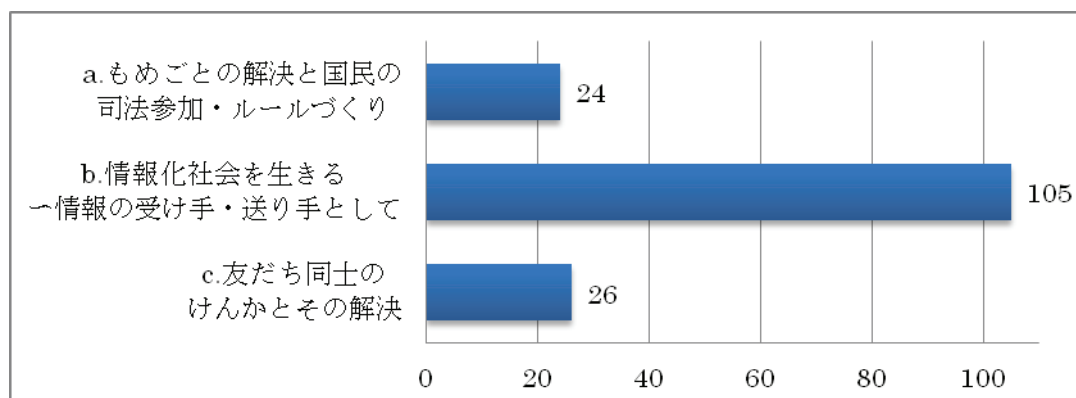
これまでに利用したことの有る法教育の教材について、あてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答)

<中学生を対象とした教材>

教材名	回答数
a. ルールづくり	2
b. 私法と消費者保護	4
c. 憲法の意義	3
d. 司法	1
e. 裁判員制度	7

<小学生を対象とした教材>

教材名	回答数
a. もめごとの解決と国民の司法参加・ルールづくり	24
b. 情報化社会を生きる～情報の受け手・送り手として	105
c. 友だち同士のけんかとその解決	26



設問(36)は「ある」の回答数 138 件に対して、利用したことの有る教材をすべて答えてもらった。まず<中学生を対象とした教材>では、多いものから順に「裁判員制度」7件、「私法と消費者保護」4件、「憲法の意義」3件、「ルールづくり」2件、「司法」1件となっている。調査の対象が小学校なので、中学生向けの教材利用は少ない。ただし「裁判員制度」の教材だけは、他の教材よりもやや関心が高いようである。

次に<小学生を対象とした教材>では、「情報化社会を生きる～情報の受け手・送り手として」が最多の 105 件、「友だち同士のけんかとその解決」が 26 件、「もめごとの解決と国民の司法参加・ルールづくり」が 24 件であった。

「情報化社会を生きる」の教材は、利用率が圧倒的に高い。その理由としては、指導要領の位置づけが明確なこと、関心の高い内容であったこと、授業で扱いやすい等が考えられる。この差が出た理由については、今後の教材作成に生かすためにも検討の余地があると思われる。

(37) すべての方にお聞きします。

どのような法教育の教材があるとよいですか。ご意見をお聞かせください。

例) 小学校で使える模擬裁判のシナリオなど

設問(37)は【教材内容に関すること】と【教材への要望】の二つの観点から整理した。回答のあった 931 件のうち、代表的な回答は以下の通りである（内容は要約して紹介する）。

**【教材内容に関すること】**

- 法教育を知るための教材
  - ・法教育の意義や必要性がわかる教師向けリーフレット
  - ・実践事例集
  - ・『はじめての法教育』のような教材
- 私法
  - ・いじめ問題、法的な解決方法、教師の対応の在り方
  - ・友だち同士のけんかとその解決、学級内のもめごと
- 日本国憲法
  - ・憲法と生活の結びつき
  - ・小学生にわかる言葉で書かれた解説書（冊子、DVD、漫画、アニメなど）
  - ・三権分立（国会・内閣・裁判所の役割）
  - ・法律ができるまで
- 司法
  - ・裁判員制度（パンフレット、漫画、低学年でもわかるもの）
  - ・小学校で使える模擬裁判のシナリオ（ビデオ、DVD、ワークシート）
  - ・裁判の様子や仕組み（DVD、図式化したもの） ・法曹三者の役割
  - ・裁判の事例集（子ども向け）
  - ・刑法や民法等の違い（DVD、資料）
- 子どもの理解のための教材全般
  - ・子どもたちの日常生活に関わる法、子どもたちを守っている身近な法律（買い物、交通ルール、ゴミの出し方、自転車、いじめ、虐待など）
  - ・「もしも法がなかったら？」のような法の必要性がわかるもの
  - ・6年社会科で扱える内容
  - ・学校の中でのルールやきまり、マナー
  - ・低学年にわかる法律（万引き、ポイ捨て、空き地での遊びなど）
  - ・法律用語の解説書、辞典
  - ・ルールやトラブルに関する事例集
  - ・子どもの犯罪、少年法
  - ・参議院体験プログラムのようなシナリオ、国会討論のシナリオ
  - ・情報化社会における情報モラル（携帯、メール、ブログ、ツイッターなど）
- その他
  - ・著作権の保護
  - ・家庭向けの法教育基礎ガイド
  - ・人権や身の回りのきまり、マナーに関する保護者啓発ビデオ
  - ・道徳の資料を法教育用に改善・工夫したもの



### 【教材への要望】

#### ○教材の形態

- ・ 5分～20分程度の視聴覚教材（DVD、ビデオなど）
- ・ アニメ、漫画、イラスト、動画、紙芝居、スライド
- ・ ゲームやクイズ形式
- ・ ダウンロードできるデジタル教材
- ・ 指導案データベース
- ・ 冊子やパンフレットのような短時間で内容把握できるもの

#### ○発達段階に応じた系統的な指導モデル

#### ○学習指導要領と関連した年間計画、指導案

#### ○教科書に準拠した副教材や資料

#### ○各教科の単元と法教育の関連性を示す一覧表

#### ○出前授業の実施

まず【教材内容に関すること】では、設問に「小学校で使える模擬裁判のシナリオ」と例示したため、同じ回答が1割強あり最も多くなった。だがそれ以外にも、「日本国憲法や裁判、子どもたちの日常生活にかかわる法、法教育を知るための教材（実践事例集）」などの内容が多い。次に【教材への要望】では、DVDなどの視聴覚教材を求める声が多数あり、発達段階や指導要領、教科書にそって学習単元の位置づけを明確にすることも強く望まれている。

ある意見に「法は子どもにとっても教師にとっても難しいイメージ」とあった。多くの回答には「小学生でもわかる～、小学生が理解しやすい～、小学生向け」といった言葉が付け加えられている。子どもの発達段階や興味・関心など、子どもの目線に即した教材が求められているといえる。さらに「現在ある教材と違うアプローチをした教材が複数あると、学校や学年の実態に応じて使用するものを選ぶ可能性が高まると考える」という意見からも、小学校ではとくに低学年・中学年・高学年と学習対象を絞り、多様な教材を準備しておく必要があると思われる。

とくに印象に残った意見は、「子どもにとってきまりは「守るものである」という自分の生活を規制するという側面が大きく認識されているので、きまりは「自分を守るものである」という側面に気づくための教材があるとよい」や、「本来は国民を守っているものという法のよさを理解できるものがほしい」といった内容である。小学校では、学校や地域、社会生活における様々なルールやきまりを守る指導が徹底される。その反面、法やきまりの意義、必要性などを、自分たちの生活と結びつけて捉え直す機会が十分ではないことが考えられる。発達段階への配慮が必要だが、そのような視点を取り入れた教材があるとよいかもしれない。

## 第5章 法教育推進に向けた取り組みへのご意見・ご要望

法務省では、今後さらなる法教育の充実に向けて取り組んでいく予定です。小学校の現場からみて、法教育に対するご意見・ご要望があればご自由にお書きください。

回答結果は【学習内容や教材に関すること】と【推進体制に関すること】の二点に分類した。上記以外は【その他】にまとめた。回答があった414件のうち、代表的な回答は以下の通りである。

### 【学習内容や教材に関すること】

- 法教育のパンフレット、DVD、副教材、副読本、web上の動画コンテンツ
- 教師用の手引き、実践事例集
- DVDや読み物資料を各学校に配布、インターネットでの公開
- 教育課程における位置づけの明確化
  - ・学習指導要領、教科書、各教科、各単元での法教育の位置づけ（一覧表）
  - ・年間指導計画、体系的な取り組み、既存の学習へ位置づける
- 憲法などのわかりやすい解説書
- 子どもに身近な題材、具体的な場面での事例
- 子どもの犯罪、違法行為に関する資料（いじめ、万引き等）
- 低・中・高学年の発達段階に応じた学習内容
- 対象を「6年生社会科」に焦点化
- 参加型、体験的な活動
- 長期的スパンでの教育（幼稚園から高校まで）
- いじめに関する法的な指導
- 法律や用語が難しい、わかりやすい法の整備とそれに合わせた教材開発
- 子どもの教育以前に大人への教育が必要
- 法教育の原点は家庭教育の中にある、家庭でできる法教育の教材
- ルールを守れない親や子が多く学級経営にも苦慮、保護者への対応に役立つ資料
- 価値観が多様化—モラルと法を系統的に教育するシステムが必要
- 充実させる＝時間をかけるとはいかない、短時間でわかりやすい教材
- 法教育の概念がはっきりしない、どこまで深めてよいかわからない
- 法の大切さをきちんと教えるためのマニュアル
- 「租税教室」のように年一回来校した直接指導

### 【推進体制に関すること】

- 時間数の不足
  - ・新学習指導要領の内容で精一杯
  - ・「〇〇教育」の要請が多く、時間数や人員が不足、学校以外も含めた役割分担
  - ・法教育の優先順位は低い
- 文科省と連携、協力した推進体制
  - ・縦割りではなく省庁を横断した総合的な視点で重点化を図ってほしい
- 教員研修の実施
- 法務省の活動PR、情報提供
- 法教育に関するネットワークの構築
  - ・行政、学校、専門家、PTA、地域の関係団体などとの協力

- ・相談窓口の一本化（各都道府県単位）
- ・関係諸機関や人材のリスト（地域マップや人材マップ）

#### 【その他】

- 今回の調査について
  - ・今回初めて小学校での法教育を知り認識を新たにした。
  - ・HP をみて教材を活用していきたい。
  - ・質問が細かく回答しにくい。学年別の質問用紙があるとよい。
  - ・(26)は時間数を割り出しにくい、1 学年ごとに分けてほしい。
- 規範意識の低下、保護者への働きかけが必要
- 「法律」は難しいイメージ、「法教育」はとっつきにくく堅苦しい印象
- 各教科等で断片的に取り扱われているのが「法教育」の実状、マニュアル事例があるとアレンジしやすい
- 「法でしぼる、拘束するもの」ではなく、「社会生活をしやすくするルール」としての法律を教えていきたい
- 地方、離島などでは専門家を招くことが難しい
- 法教育は必要な学習、文科省と協力してぜひ教材を広めてほしい

回答結果のうち【学習内容や教材に関すること】では、前の設問(37)で挙げられていた教材と重なる部分が多い。それに付随する意見として、これからの教材開発に期待する積極的な声と、小学校でやることに消極的な声とに分かれた。後者の数は少ないものの、求められている教材は短時間でできるものや簡潔にまとまった資料、DVD 等子どもに関心をひきやすいものであった。

次に【推進体制に関すること】では、時間数の不足が最も多い。とくに「〇〇教育」（人権、消費者、情報、国際理解、環境、金融、租税、防災、キャリア、福祉、食育、等々）の要請が、個別に学校へ持ち込まれることへの意見が目立つ。具体的な要望では「文科省と連携し、小学校の実態に即した内容を考えてほしい」、「各省庁を横断した総合的な観点から重点化・構造化を図ってほしい」などがあった。また、法務省の活動や教材をもっと PR すべきとの意見も多い。今回の調査で初めてこれまでの活動や教材を知った、今後活用したいとの声からも、まだ全国の学校に「法教育」が十分に浸透していない状況があるといえる。

最後に【その他】では、アンケートの内容や回答方法に関する意見が一定数あった。今回の調査が法教育を知る機会になったという肯定的なものと、調査法上の問題点を指摘するものに分かれている。また、法教育は子どもたちを対象にするだけでなく、大人（保護者など）を含めて行っていく必要があるという意見も多くみられた。

全体的な印象としては、小学校の法教育に関する考え方や内容がわからない、あるいは回答者によって様々な捉え方がなされている現状があると思われる。法教育を「規範意識向上のための教育」や、「学校や教育問題の法的対応を理解するための教育」と捉えている様子が回答結果から読み取れる。しかし、「法教育はこれから必要な内容である」、「日々の指導を法教育の視点から見直したとき、認識を新たにすることができた」といった意見は、今後の法教育を進めていく上で大きな励みになるものといえる。